
令和6年 3 月 宇 美 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和6年3月7日(木曜日)

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 報告第1号 専決処分の報告について(専決第4号 和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第2 同意第1号 宇美町教育委員会教育長の任命について
- 日程第3 議案第4号 財産の処分について(宇美町大字炭焼字鍋ヶ浦118番1)
- 日程第4 議案第5号 財産の処分について(宇美町大字炭焼字鍋ヶ浦113番1)
- 日程第5 議案第6号 町道路線の変更について(大名坂6号線)
- 日程第6 議案第7号 工事請負契約の締結について(令和5・6年度原田中央区町営住宅1～5棟改修工事)
- 日程第7 議案第8号 工事請負契約の締結について(令和5・6年度武道館空調設備改修等工事)
- 日程第8 議案第9号 工事請負契約の締結について(令和5年度神武原池改修工事(その2))
- 日程第9 議案第10号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第11号 宇美町上水道給水条例及び宇美町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第12号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第12 議案第13号 宇美町中小企業振興条例について
- 日程第13 議案第14号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第15号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第16号 令和5年度宇美町上水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第17号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第5号)
- 日程第17 議案第18号 令和5年度宇美町一般会計補正予算(第7号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 1 号 専決処分の報告について（専決第 4 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 2 同意第 1 号 宇美町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 3 議案第 4 号 財産の処分について（宇美町大字炭焼字鍋ヶ浦 1 1 8 番 1）
- 日程第 4 議案第 5 号 財産の処分について（宇美町大字炭焼字鍋ヶ浦 1 1 3 番 1）
- 日程第 5 議案第 6 号 町道路線の変更について（大名坂 6 号線）
- 日程第 6 議案第 7 号 工事請負契約の締結について（令和 5・6 年度原田中央区町営住宅 1～5 棟改修工事）
- 日程第 7 議案第 8 号 工事請負契約の締結について（令和 5・6 年度武道館空調設備改修等工事）
- 日程第 8 議案第 9 号 工事請負契約の締結について（令和 5 年度神武原池改修工事（その 2））
- 日程第 9 議案第 10 号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 11 号 宇美町上水道給水条例及び宇美町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 12 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 12 議案第 13 号 宇美町中小企業振興条例について
- 日程第 13 議案第 14 号 令和 5 年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 15 号 令和 5 年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 16 号 令和 5 年度宇美町上水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 16 議案第 17 号 令和 5 年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 17 議案第 18 号 令和 5 年度宇美町一般会計補正予算（第 7 号）

出席議員（12 名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 番 小林 孝昭 | 2 番 安川 禎幸 |
| 3 番 高橋 紳章 | 4 番 丸山 康夫 |
| 5 番 平野 龍彦 | 6 番 安川 繁典 |

7 番 入江 政行
9 番 鳴海 圭矢
11 番 藤木 泰

8 番 黒川 悟
10 番 白水 英至
12 番 古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長補佐 中山 直子 書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長	安川 茂伸	副町長	原田 和幸
副町長	一木 孝敏	教育長	佐々木壮一朗
総務課長	工藤 正人	地域コミュニティ課長	太田 一男
シティプロモーション課長補佐	浦本 亜衣	企画財政課長	中西 敏光
税務課長	田口 嘉輝	会計課長	大神 隆史
住民課長	八島 勝行	健康課長	尾上 靖子
福祉課長	佐伯 剛美	環境課長	久我 政克
管財課長	矢野 量久	都市整備課長	藤木 義和
上下水道課長	前田 友博	学校教育課長	川畑 廣典
社会教育課長	竹下 健一	こどもみらい課長	飯西 美咲

10時00分開議

○議会事務局長補佐（中山直子） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第2号を表示しております。また、粕屋南部消防組合議会議員の選挙結果を追加しておりますので、御確認ください。

○議長（古賀ひろ子） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1 報告第1号

○議長（古賀ひろ子） 日程第1、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） 改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

2ページが専決処分書になります。

専決第4号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。令和6年1月24日、宇美町長安川茂伸。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。1、和解及び損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりでございます。2、事故の概要、令和5年12月23日午前9時30分頃、相手方所有の社用車が林道大城線を走行中、横断側溝のグレーチングが跳ね上がり車体及び燃料タンクに傷がついた。3、損害賠償の額、41万383円。4、和解の内容、（1）宇美町と相手方は、宇美町の過失割合が100%であることを確認する。（2）宇美町は、相手方に対し損害賠償の額、金41万383円の支払い義務があることを認める。（3）宇美町は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償の額として41万383円を相手方が指定する口座に支払う。（4）損害賠償の額のほか、本件に関し宇美町及び相手方の間には、互いに何ら債権債務がないことを確認する。

失礼しました。3ページが参考資料となっております。3ページ、事故の概要でございます。

事故発生日時は、令和5年12月23日9時30分頃。事故発生場所、宇美町大字炭焼字毘沙門1104番24付近、林道の大城線29番カーブ付近でございます。事故の施設名称、林道大城線。相手方住所・氏名は、記載のとおりでございます。

事故の概要は、令和5年12月23日午前9時30分頃、相手方が林道大城線を車で走行中、横断側溝のグレーチングが跳ね上がり、車の燃料タンク及びドライブシャフトに当たり傷がついたものでございます。

損害賠償の額は、金41万383円。和解の内容につきましては、先ほどお話ししたとおりでございますが、今回の案件につきましては、本事故による乙の損害について修理費は車の所有者へ、あと社用車で車を使ってありましたのでレンタカーにつきましては、レンタカー会社へ支払うものでございます。

4ページに財源でございますけれども、財源は、宇美町加入の全国町村会総合賠償補償保険により全額を補填するものでございます。事故発生からの経緯につきましては、現場を確認して、令和5年12月26日に粕屋警察署と相手方と現場の立会をしております。12月27日に見積りが出てまいりまして、年が明けまして6年の1月23日から相手方の示談交渉を始めております。令和6年2月6日に示談が成立をしております。

参考資料2、ページ番号でいきますと5番、こちらが事故のあった場所でございます。県民の

森から大城林道を通りまして、音楽堂を抜けて大野城市との境のカーブの付近でございます。

6 ページ、参考資料 3 でございますが、こちらが事故の状況でございます。

左側上部の写真、下部の写真にありますとおり、路面を確認しますと、燃料タンクから漏れ出した軽油の跡らしきものがずっと帯状に続いているのが確認できております。

真ん中上段の写真が、事故のあったグレーチングの反り上がりの部分でございます。真ん中下段の写真につきましては、車両が宇美町側から大野城側へ進行中にこのグレーチングを跳ね上げて損傷させたものと思われます。

右側上段の写真でございますけれども、車両の下部の写真でございます。黄色、丸で囲っている部分が燃料タンク、その横にあるのがドライブシャフトでございます。

右側下部の写真でございますけれども、車両の後部に一部損傷が見られるというところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 本件については、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく専決処分ですが、特に質疑があれば許可します。質疑のある方はどうぞ。9 番、鳴海議員。

○議員（9 番 鳴海圭矢） 本件は 100%町の過失ということで、もうちょっともう弁解の余地がないということですが、こういったことは相手方に迷惑をかけるのはもちろん、町側も対応するのに時間とお金が取られるわけで、双方にとってもいいことはありませんので、もう度々こういうことを繰り返してはならないというふうに思いますが、再発防止に向けて、何か具体的な取組などありましたら答弁を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） まず、町道路線、幾つもあるわけですが、今回——町道路線に関しましては、グレーチングをクリップで留めたりとか、基本的に車両が多いところは全てボルトが留まっていますので、こういった事故が起きにくいというふうに考えております。

で、この大城林道につきましては、県民の森が整備されてから以降、何も——通常点検はやっておりましたけれども、抜本的な対策が打たれていなかったのかなというところも考えられます。で、大城林道に関しましては、県民の森全体ですけれども、令和 7 年度から福岡県が 3 か年をかけて、こういったところの整備をやっていく今計画が上がっておりますので、その中で特に重要性のあるところから的確にそういった処置をやっていきたいというところで考えております。ただ、今の現場状況としましては、グレーチングの場所を置き換えて、車両が通らないような措置を今現在は応急処置を行っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。これで質疑を終わります。

報告第1号 専決処分の報告についてを受理します。

日程第2 同意第1号

○議長（古賀ひろ子） 日程第2、同意第1号 宇美町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼いたします。同意第1号 宇美町教育委員会教育長の任命についてでございます。宇美町教育委員会教育長に次の者を任命する。氏名につきましては、折居邦成氏でございます。住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございますので御参照願います。

提案理由でございますが、宇美町教育委員会教育長佐々木壮一朗氏が令和6年3月31日をもって辞職することに伴い、後任として折居邦成氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次のページの2ページは、参考資料1としまして、折居邦成氏の略歴を添付しております。御参照願います。

その次の3ページ、参考資料2では、上段に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋を、下段には宇美町教育委員会委員の名簿をつけさせていただいております。

第3条、組織を御覧ください。教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織するとされております。

また、第5条、任期につきましては、教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とするとなっておりますが、ただし書で、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とするとなっております。したがって、教育委員会委員名簿にありますが佐々木壮一朗氏の後任として折居邦成氏が任命された場合は、令和6年4月1日から令和6年9月30日までの半年間の任期となるものでございます。

以上で、簡単でございますが、説明を終わります。御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、採決に入ります。

これから、同意第1号 宇美町教育委員会教育長の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（古賀ひろ子） ただいまの出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番、平野議員及び6番、安川議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（古賀ひろ子） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対とお願いします。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（古賀ひろ子） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長補佐が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長補佐点呼・議員投票〕

.....			
1 番	小林	議員	2 番 安川 議員
3 番	高橋	議員	4 番 丸山 議員
5 番	平野	議員	6 番 安川 議員
7 番	入江	議員	8 番 黒川 議員
9 番	鳴海	議員	10 番 白水 議員
11 番	藤木	議員	
.....			

○議長（古賀ひろ子） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。5番、平野議員及び6番、安川議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（古賀ひろ子） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成11票、反対

ゼロ票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第1号 宇美町教育委員会教育長の任命については同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（古賀ひろ子） ここで、折居邦成氏より挨拶の申出がっておりますので、発言を許します。発言をどうぞ。

○折居邦成 失礼いたします。折居でございます。議会開催中とは存じますが、議長様のお許しを頂きましたので、貴重な時間をお借りいたしまして、一言お礼を申し述べさせていただきます。

教育長選任におきまして、議員の皆様は御同意を頂き、誠にありがとうございました。身に余る光栄であります。また、その職責の重さ、大きさを私の人生で最も強く感じているところでございます。

現在、我が国では、子どもを取り巻く教育課題が山積しております。この宇美町も例外ではございません。そのような中、宇美町と宇美町の子どもたちのよさや強みを生かし、行きたい学校、会いたい仲間、参加したい学びを実現し、課題を克服していきたいと考えております。「教育立町、宇美」の信念を持ち、関係機関や地域の皆様と連携し、就学前教育、学校教育、社会教育、生涯学習、文化芸能、スポーツを通して未来のまちづくり、持続可能なまちづくりに貢献できるよう日々の職務に全力を尽くしてまいります。新しい時代に対応した教育を提供し、宇美町内外の皆様に、教育があるから宇美町に住み続けたい、住みたい、戻ってきたいと思っていただけることが私のゴール像でございます。

今後とも、議員の皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

日程第3. 議案第4号

○議長（古賀ひろ子） 日程第3、議案第4号 財産の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久） 失礼いたします。議案第4号 財産の処分について、上記の議案を次のとおり提出いたします。令和6年3月6日、宇美町長安川茂伸。

提案理由となりますが、町有財産の処分をするに当たり、宇美町町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、処分する財産の表示、所在地、福岡県糟屋郡宇美町大字炭焼字鍋ヶ浦118番1、種類等、土地、登記地目、原野。2、処分面積、1万3,458平方メートル。3、処分価格、2,133万

円。4、契約の相手方、住所または所在、東京都港区虎ノ門二丁目10番1号、氏名または名称、株式会社シーアールイー、代表者資格氏名は記載のとおりでございます。

次の2ページ、位置図を御覧ください。

対象地は、県道福岡太宰府線に近接した山林となります。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 財産の処分についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号

○議長（古賀ひろ子） 日程第4、議案第5号 財産の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久） 失礼いたします。議案第5号 財産の処分について、上記の議案を次のとおり提出いたします。令和6年3月6日。

提案理由は、町有財産の処分をするに当たり、宇美町町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、処分する財産の表示、所在地、福岡県糟屋郡宇美町大字炭焼字鍋ヶ浦113番1、種類等、土地、登記種目、原野です。2、処分面積は、7,376平方メートル。3、処分価格、1,017万円。4、契約の相手方、住所または所在、福岡県糟屋郡宇美町大字井野396番地5、氏名または名称、コバヤシライン株式会社、代表者資格氏名は記載のとおりでございます。

次の2ページ、位置図を御覧ください。

対象地は、県道福岡・太宰府線に近接した山林で、先ほど御議決いただきました土地の北西部に位置する土地となります。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号 財産の処分についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第6号

○議長（古賀ひろ子） 日程第5、議案第6号 町道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） 失礼をいたします。議案第6号 町道路線の変更について、次のように町道路線を変更するものでございます。令和6年3月6日提出、宇美町長安川茂伸。

路線番号488。路線名、大名坂6号線。旧起点、明神坂一丁目4678番地の1。旧終点、明神坂一丁目4688番地の4。新起点、明神坂一丁目4678番1。新終点、明神坂一丁目4684番。重要な経過地は、明神坂一丁目でございます。

提案理由でございますけれども、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線を変更するに当たり、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2ページに位置図を示しております。

内容につきまして、御説明をさせていただきます。対象となる路線は、1級町道柳原～大名坂線の北側に並行する宇美公園に進入する道路になっております、実線で示しております区間でございます。黒の実線と赤の実線となっているところが現在の認定区間でございますけれども、赤の実線の部分を黒の実線まで短縮をするものでございます。短縮の理由でございますけれども、こちら宇美公園につきましては、都市公園となっておりまして、土地の所有者から公園の一部の利活用計画の申出がありまして、公園区域から外す都市計画の法的手続を進めておりまして、今回その都市公園から外れることに伴いまして、町道路線も公園の変更区域まで短縮をするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議を頂き、議決を頂きますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号 町道路線の変更についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号

○議長（古賀ひろ子） 日程第6、議案第7号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久） 失礼いたします。議案第7号 工事請負契約の締結について（令和5・6年度原田中央区町営住宅1～5棟改修工事）について、次のように工事請負契約を締結するものです。令和6年3月6日提出、宇美町長安川茂伸。

提案理由ですが、令和5・6年度原田中央区町営住宅1～5棟改修工事を施行するため、令和6年2月7日に指名競争入札を執行し、工事請負人を定め、その者と工事請負契約を締結するに当たり、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事箇所、福岡県糟屋郡宇美町原田三丁目10番地内。2、請負契約額、1億7,512万円。3、工事請負人、住所または所在、福岡県糟屋郡宇美町貴船一丁目3番8号、氏名または名称、西村建設株式会社宇美営業所、代表者資格氏名は記載のとおりでございます。

次のページ、参考資料1を御覧ください。

1、工事概要、住宅棟外壁・屋根改修一式、外構・附帯施設改修一式、電気設備LED化改修一式となります。2、予定価格、3、最低制限価格、4、落札率につきましては、記載のとおりでございます。5、工期については、契約の効力の発生の日から令和6年11月29日までを予定しております。6、指名競争入札の参加者は、記載の6者であります。

次に、参考資料2を御覧ください。

図中右下に凡例を設けておりますが、青色が外壁改修の範囲、茶色が屋根改修の範囲、緑色が駐車場新設の範囲、黄色の部分が附属する建屋の改修範囲、灰色の部分が外構舗装の範囲となります。

なお、この改修工事では、現在入居されている方もおられる中での施行となります。入居者の方々の御理解と御協力は、円滑に工事を行っていく上でも必要な工事となります。令和6年1月には地域説明会の開催、工事請負人が決定した後、速やかに工事説明会を行う予定としておりまして、安全に配慮した工事を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第8号

○議長（古賀ひろ子） 日程第7、議案第8号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹下社会教育課長。

○社会教育課長（竹下健一） よろしくお願ひいたします。

議案第8号 工事請負契約の締結について（令和5・6年度武道館空調設備改修等工事）について、次のように工事請負契約の締結するものとする。令和6年3月6日提出、宇美町長安川茂伸。

提案理由でございますが、令和5・6年度武道館空調設備改修等工事を施行するため、令和6年2月7日に指名競争入札を執行し工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事箇所、福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目地内。2、請負契約額、1億3,520万3,200円。3、工事請負人、住所または所在、福岡県福岡市博多区堅粕三丁目14番7号、氏名または名称、日本空調サービス株式会社九州支店、代表者資格氏名は記載のとおりでございます。

参考資料1、2ページを御覧ください。

1の工事概要ですけれども、宇美町立武道館は平成7年度に建設しており、現在28年が経過しております。今回の改修工事では、主に空調設備の改修を実施することとしております。

参考資料の2、4ページを御覧ください。

こちらは、1階剣道場の平面図となります。黄色の箇所が空調設備更新の箇所になります。天井カセット形4方吹き出し、事務室1台、ホール2台。天井カセット形2方吹き出し、剣道場内18台の更新を行うこととしております。また、青丸の箇所は水銀灯からLEDへ更新し、緑の網かけした箇所につきましては、天井の改修をすることとしております。

参考資料3、5ページを御覧ください。

こちらは、2階柔道場の平面図となります。黄色の箇所が空調設備更新、ピンク色の箇所が空調設備新設となります。柔道場内壁かけ形16台、床置き形4台の新設と天井カセット形4方吹き出し、事務室1台の更新を行うこととしております。また、緑の網かけした箇所につきましては、天井の改修をすることとしております。

資料2ページに戻っていただきまして、2の予定価格、3の最低制限価格、4の落札率につきましては、記載のとおりとなっております。5の工期につきましては、契約の効力の発生の日から令和6年12月13日までを予定しております。

3ページを御覧ください。

6の指名競争入札の参加者は、記載の6者となっております。この工事の指名につきましては、宇美町指名願い登録業者のうち、福岡県内市町村で空調設備工事の施工実績がある6者で指名競争入札を実施し、2月16日に仮契約を締結しているところでございます。工期も長くなりますので契約締結後は、工事業者と綿密な協議を行い、安全面を考慮して工事を進めてまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） この武道館なんですけれども、災害時には避難所になりますよね。しかも、優先的に使う避難所ということになります。武道館には、4か所のシャワールームがあるわけなんですけれども、せっかくガスで発電するシステムを導入すると、ガス式の空調を入れるということでございますので、シャワールームなんですけれども、避難所で、もし避難が長期化した場合なんかは、当然シャワールームを使うことになると思うんです。ただ、今は温水が出ないですね。これについては、ぜひ改善したいということもおっしゃっていましたが、どのように検討されたのか、ぜひ回答をしていただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一） すみません。先日、全協でも御意見等を頂きながら、現在、資料を集めて協議をしているところでございます。実際、停電時ということで利用できるということで、配管についても改めて検討するべきところと、あと停電時にできるという電源設備の関係もありますので、図面等を参考に今協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） もう一点ですね。武道館、非常に利用者が多い施設なんですよ。それで、先ほども言われたように工事が長期化すると。当然代替施設等も必要だと思いますし、それに伴って、説明会等もしっかり行いながら、工事をうまく進めていただかなければいけませんけれども。そのスケジュール等分かりましたら、簡単に結構ですから、おっしゃっていただいていいですか。

○議長（古賀ひろ子） 竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一） 工事期間ですね、代替施設ということで、勤労者体育館、また宇美商業高校にも今御相談をして、今スケジュール等も頂いて、調整をしているところでございます。今その調整をしております、3月中には利用者の方への説明会を実施したいということで、今進めているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 工事請負契約の締結についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号

○議長（古賀ひろ子） 日程第8、議案第9号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） 失礼いたします。議案第9号 工事請負契約の締結について（令和

5年度神武原池改修工事（その2））について、次のように工事請負契約を締結するものでございます。令和6年3月6日提出、宇美町長安川茂伸。

提案理由でございますけれども、令和5年度神武原池改修工事（その2）を施行するため、令和6年2月16日に指名競争入札を執行し工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事箇所、福岡県糟屋郡宇美町神武原四丁目地内。2、請負契約額、5,500万円。
3、工事請負人、住所または所在、福岡県福岡市中央区薬院三丁目4番21号、氏名または名称、株式会社柿原組、代表者資格氏名につきましては、記載のとおりでございます。

工事の概要でございます。2ページ、参考資料1で御説明を申し上げます。

1、工事概要、工事延長L61メートル、掘削工V1,794立方メートル、盛土工V1,881立方メートル、地盤改良工V396立方メートル、腰石積工A98平方メートル、階段工L8メートル。2、予定価格、3、最低制限価格、4、落札率につきましては、記載のとおりでございます。5、工期、契約の効力の発生の日から令和7年3月27日までとしております。6、指名競争入札の参加者は、記載の5者でございます。

3ページ、参考資料2でございます。

工事の平面図をつけております。この神武原池改修工事につきましては、令和5年度・6年度で実施の予定でございました。当初、令和5年度に国の補助の補助率が53%であったことから、補助の範囲内で工事を1工区として発注をしておりました。その後、12月に国の追加交付決定が打たれたことから、繰越明許を設定を行いまして、切れ目のない工事を発注することで、今回議決を求めるものでございます。

黄色で着色をしております部分、こちらを池の堤体になりますが、この池の堤体を掘削しまして、鋼土——土を盛って盛土工を行うものでございます。ブルーの着色部分こちらにつきましては、池の水がたまったときに池の堤体を荒らさないように波受けを行うものでございます。それから、中央部の赤色破線でくくっているところ、線を引いているところですが、こちらを輪切りにした状態が上の縮小の図面になっております。こちら盛土をするに当たって一部、地耐力不足のところがございますことから地盤改良を実施するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決を頂きますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 工事請負契約の締結についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号

○議長（古賀ひろ子） 日程第9、議案第10号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。飯西こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） よろしくお願ひします。議案第10号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提出理由でございますが、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案の2ページが条例の改正文、3ページが新旧対照表、4ページが参考資料でございます。改正する条例の概要につきましては、4ページの参考資料で御説明させていただきます。

1、改正の趣旨でございます。母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が行われたため、関係条例の規定を整理するものでございます。

2、改正の内容でございますが、1つ目は、第5条（内容及び手続の説明及び同意）において、フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出等を求める規定について、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう電磁的記録媒体に改めるものでございます。2つ目は、第23条（掲示等）において、運営規定の概要、職員の勤務体制等、施設の重要事項の書面掲示の義務づけについて、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするものでございます。

3、施行期日は、第5条は公布の日から、第23条は令和6年4月1日からとなります。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） ちょっとすみません。ちょっと説明聞いてよく分からなかったんです

が。私の理解だと、電磁的記録媒体という単語が出てくるんですけども、例えば時代が進むにつれて新しい技術によって、新しい記録媒体が次々と出てくるわけですが、それが変わるたびに条例文を変えなくてはいけないという手間を省くために、電磁的記録媒体という言葉でそれらの新しい記録媒体を、これからはこういう単語で一括して表現すると、そういうふうに私、理解したんですけど、そういった理解でよろしいですか。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） はい、そのとおりでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ただいまから11時まで休憩に入ります。

10時51分休憩

.....

11時00分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

.....

日程第10、議案第11号

○議長（古賀ひろ子） 日程第10、議案第11号 宇美町上水道給水条例及び宇美町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼いたします。議案第11号 宇美町上水道給水条例及び宇美町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものでございます。令和

6年3月6日、宇美町長安川茂伸。

提案の理由でございますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

資料の2ページ目には条例の改正文を、資料の3ページから4ページは新旧対照表となっております。改正文の内容につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

新旧対照表は、右側が現行、左側が改正案となっております。改正の箇所につきましては、下線を引いている部分となります。

今回の主な改正の要点ですが、水道整備・管理行政の機能強化を目的に、令和6年4月1日に水道法が一部改正され、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴いまして、所要の改正のほか、文言の整理を併せて行うものでございます。

それでは、新旧対照表の上段より、宇美町上水道給水条例第5条において厚生省令を国土交通省令に。第34条第1項では、水道法施行令第4条を第6条に改め、同条第2項では、ただし書の厚生省令を国土交通省令に。資料の4ページをお願いします、第37条第1号厚生省令を国土交通省令に改めるものでございます。

また、宇美町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第6号において、厚生労働大臣を国土交通大臣に改めるものでございます。

この条例の施行につきましては、令和6年4月1日を予定しているものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） これまでずっと水道に関しては、厚生省が管轄するということやってきたわけですし、私も事業の内容を鑑みた場合に、これはやっぱり厚生労働省が管轄しているというのが、やっぱり性質上一番妥当じゃないかなというふうに思ってきたわけなんですけど、これを国土交通省が今後管轄していくということになりますと、なぜなのかという、なぜ厚生労働省じゃなくて国土交通省じゃないとダメなのかというところがまず大きな疑問なんですけど。今後、この国土交通省が管轄することによって、宇美町の上水道事業にこれが今後どういう影響を与えていくのか。これがちょっと心配になるところですが、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） 当町のどのように変わるかということでございますが、まずは国のほうが変わってきております。社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省に移管することで、下水道等のほかの社会資本と一体的な整備等を進めることにより、水道整備・管理行政の機能強化が図られるというふうに考えております。また、水質基準の策定等につきましては、河川等の環境中の水質に関する専門的な能力・知見を有する環境省に移管することにより、水質管理に関する調査・研究の充実等、水質の面でも機能強化が図られるというのが今回の移管の要因というふうになっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号 宇美町上水道給水条例及び宇美町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第12号

○議長（古賀ひろ子） 日程第11、議案第12号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼いたします。議案第12号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。上記の議案を別紙のとおり提出する。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

本条例につきましては、地方自治法の一部改正により改正が必要となります4つの条例について、一括改正を行うものでございます。

2ページが条例の本文で、一番下の附則にありますように、この条例につきましては、令和

6年4月1日から施行することとしています。

3ページからが新旧対照表となっています。この新旧対照表を使って、説明をさせていただきます。右が現行、左が改正案となっています。

最初に、第1条関係で、宇美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてです。第7条中のアンダーラインを引いてある箇所が改正箇所となりますが、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給について、勤勉手当制度のなかった会計年度任用職員を除く規定が置かれていましたが、当町におきましては、来年度から会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給することができるということとしているため、アンダーラインの部分を削除するものでございます。この後の3つの条例につきましては、地方自治法が一部改正されることによりまして引用している部分に条ずれが発生するため、今回改正を行うものでございます。

第2条関係の宇美町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正は、第1条中、現行第243条の2第1項とあるのを改正案第243条の2の7第1項に。現行第243条の2の2第3項を改正案第243条の2の8第3項に改め、第2条中、現行第173条第1項第1号とあるのを改正案第173条の4第1項第1号に改めるものでございます。

次の4ページの第3条関係、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正は、第3条中、243条の2とあるのを243条の2の8に改めるもの。次の第4条関係、宇美町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、第10条中、243条の2第8項とあるのを243条の2の8第8項に改めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりました。

ここでお知らせします。宇美町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の改正に当たっては、地方自治法第234条の2第2項の規定に基づき、議会はあらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないことになっておりますので、答申を議案第12号の次に添付しております。

これから質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号

○議長（古賀ひろ子） 日程第12、議案第13号 宇美町中小企業振興条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。浦本シティプロモーション課長補佐。

○シティプロモーション課長補佐（浦本亜衣） 失礼いたします。議案第13号 宇美町中小企業振興条例について、上記の議案を別紙のとおり提出します。令和6年3月6日、宇美町長安川茂伸。

提案理由でございますが、本町経済の発展において、中小企業が果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関して、基本理念及び町の責務等を定め、中小企業振興施策を推進することについて、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

次の2ページから4ページまでが条例案、5ページから7ページまでが参考資料として、この条例案の概要を添付しております。説明につきましては、この参考資料を用いまして説明をさせていただきます。

5ページを御覧ください。

宇美町中小企業振興条例の制定についてでございますが、1、条例の制定の目的としては、宇美町では、町内事業所の大多数が中小企業であり、各事業所において、多様な分野で特色ある事業活動を行うとともに、多くの人々の雇用を支えています。また、中小企業は、町のにぎわいづくりや安心して暮らせるまちづくりのため、様々な地域振興に積極的に取り組み、まちづくりの担い手としても大きく貢献しています。昨今の中小企業を取り巻く環境は、急速な少子高齢化に伴う労働力・後継者の不足、原油価格等の物価高騰、デジタル技術の革新に伴う産業構造の目まぐるしい変化に加え、近年多発する災害等への対応など極めて厳しい局面にあります。本条例を制定することにより、中小企業の自主的な努力や創意工夫を基本としつつ、その振興のための基本理念を定め、町の責務や商工会等の役割を明らかにし、地域社会全体が一体となって中小企業の成長と発展を支え、もって本町経済の持続的発展及び町民生活の向上を図ってまいります。

次の2には、条例における中小企業の定義をまとめています。まずは、中小企業基本法に定める中小企業者です。こちらは記載のとおり、業種ごとに資本金の額等や従業員数により、中小企業者の定義がされています。それから、中小企業基本法に定める小規模企業者。この中小企業者と小規模企業者を併せて、条例において中小企業と定義をいたします。

次の6ページ、3、基本理念についてです。中小企業の振興を実現するため、地域社会全体が

一体となって目指すべき基本的な理念を中小企業基本法や小規模企業振興基本法の趣旨を踏まえ、次の４点のとおり明確にいたします。（１）中小企業の創意工夫、経営意欲及び自主的な努力を尊重し、成長を図ること。（２）経済的社会的環境の変化、近年多発する災害等に際し、事業活動の継続について迅速な適応が図られること。（３）地域資源を積極的に活用し、町内における経済循環の促進を努めること。それから、小規模企業者への配慮といたしまして、（４）経営資源の確保が特に困難な小規模企業者の事情を踏まえ、経営の事業承継が円滑に実施されるよう必要な支援に努め、その持続的な発展を推進すること。

次の４には、基本理念に沿って、中小企業を中心に、それぞれの関係者の立場に応じた責務や役割等を示しています。

まず、右下、町の責務についてです。１つ目の丸、施策の立案と実施については、下の黄色い枠にありますように、中小企業の実態を的確に把握し、意見を適切に反映し、中小企業振興施策を総合的、計画的に実施してまいります。さらに、財政上の措置、受注機会の増大、そして中小企業振興について、町民の理解と協力を求めることを責務としています。

円の中央に中小企業の役割と努力を示しています。自主的な経営基盤の改善及び強化、経営革新等に努めること。安心して暮らしやすい地域社会の実現への貢献。商工会への加入に努めることとしています。中小企業を取り巻く関係者として、商工会、金融機関、大企業を記載のとおり、それぞれの立場に応じた役割とともに、町の中小企業振興施策への協力に努めることとしています。

そして、上部、町民のところですが、町民の理解と協力についてです。町民の皆様が中小企業振興の重要性を理解し、中小企業振興施策への協力を行うことが町の経済の持続的発展と巡り巡って町民生活の向上につながります。町の責務でも触れたところですが、町民の理解と協力につながるよう町も周知に取り組んでまいります。

７ページを御覧ください。

５、基本的施策について示しています。町は、中小企業の振興に向け、基本理念にのっとり、次の６つの事項を基本的施策としつつ行ってまいります。（１）中小企業の活性化を進め、地域経済の健全な発展を図ること。（２）人材の育成及び確保、雇用の創出を図ること。（３）事業承継の円滑な推進を図ること。（４）新事業の創出、創業支援等の推進を図ること。（５）中小企業を取り巻く関係者や町の連携強化を図ること。そして、（６）情報の収集、共有、発信の強化を図ること。以上の事項に基づいて、施策を総合的計画的に実施してまいります。

具体的な取組は、これまでもそうしてきましたように、町の最上位計画である総合計画の実践計画に基づいて計画的に実施するとともに、施策の成果について評価・検証し、社会的または経済的な状況変化の実態把握に努め、見直し改善を図ってまいります。

2ページに戻りまして、条例の内容でございますが、第1条は本条例の目的を、第2条は定義、第3条に基本理念、次の3ページまでにかけて4条から9条まで、中小企業をはじめとする関係者の責務や役割、10条に基本的施策、そして、4ページ11条に委任を定めるものでございます。

最後に附則として、本条例の施行について、公布の日から施行するものといたします。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。1番、小林議員。

○議員（1番 小林孝昭） 社会変化の影響が様々なところに出ていますが、町内の企業、また小規模事業者・創業者が発展していくことは、町の魅力向上や住民の生活にもつながると思いますが、ふるさと納税などは、町内で生産加工されたものが宇美町の貴重な財源につながっていると思います。町の発展のためにも、そういう課題、町の課題を企業側と共有することも可能なのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 浦本課長補佐。

○シティプロモーション課長補佐（浦本亜衣） 本条例については、町が主導でやっていくというよりも、関係者、商工会や中小企業そのもの、また町にある大企業の方、そして町民が一体となって、地域一体となって取り組んでいくものでございます。町としても、こういった施策を展開していくのかについては、情報を中小企業の方、また商工会の皆さんと共有していきたいと考えています。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） この条例ぜひ可決していただき、商工会、特に商工会の基盤強化につながっていけば非常にいいのかなと思っています。

資料の6ページに、特に大企業・中小企業で商工会の加入に努める、こういったところが盛り込まれております。7ページにも、この（5）なんですけれども、中小企業、商工会、金融機関、そして大企業及び町の連携強化を図っていくと、しっかり書いてございます。特に、やはり商工会への加入促進というものをしっかり進めながら、商工会の基盤強化、そして商工会が中心になって、この条例しっかり生かしていく。この体制をつくり上げることが大事だと思います。一旦お尋ねしたいのは、特に商工会への加入促進、こういったところで、町あるいは商工会とどう連携しながら、具体的にそれを進めていこうと考えているのか。ぜひ、構想をお聞かせいただきたいなと思っています。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 浦本課長補佐。

○シティプロモーション課長補佐（浦本亜衣） まずは、今までも取り組んできたことではあった

のですが、この中小企業振興に関しての考え方が、町として条例とすることによって、明らかに
なったというふうに考えております。この条例の意義について、中小企業だけでなく、大企業、
金融機関、町民の皆様にも、こういう条例を宇美町の考え方として決めましたというところを、
しっかり周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。3番、高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） いい条例が施行されるということで、いいんですが、町がどのように
商工会と共有しながら、暮らしやすい町をつくっていくかということをお考えなのか。というの
が、町、商工会は商工会で、いろいろな企画とか提案とかいろいろされていると思うんですが、
町のほうはその辺りをどういうふうに共有してされているのか、もう少し町の職員も商工会に出
向いてもらって、いろんな企画提案とかいうものをぜひとも考えて、町の活性化を進めてほしい
んですが、その辺りはどのように考えていらっしゃるか、お答えを願えますか。

○議長（古賀ひろ子） 浦本課長補佐。

○シティプロモーション課長補佐（浦本亜衣） 商工会のほうとは、常に一緒になって考えている
つもりではあります。今年度も共働事業提案制度ということで、商工会のほうから「駅サイティ
ング」ということで、宇美駅を盛り上げていただく企画、こちらも数年続いているような企画に
なっております。今後も、宇美町が抱える課題について、お互いに共有しながら、何をしていけ
ば町のほうが活性化するかということは、しっかり話し合いをしていきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 皆さんが言われましたんで、私のほうから1点。

今まで商工会の皆さんがやってこられた事業、それを明文化できたということは、非常に喜ば
しいことだと思います。

そこで、6ページの絵の中の加入、新規加入、新規加入件数これを増やすこと、これがファン
デーション、基盤になろうかと思います。現在の商工会の加入者についてお伺いします。

○議長（古賀ひろ子） 浦本課長補佐。

○シティプロモーション課長補佐（浦本亜衣） 昨年の3月31日時点で、656の会員数となっ
ております。商工会のほうで把握されている商工事業者数が1,078ということで、そのうち
の656の会員数がいらっしゃいます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号 宇美町中小企業振興条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。タブレット設定のため、暫時休憩します。

11時25分休憩

.....

11時28分再開

○議長（古賀ひろ子） 引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第13. 議案第14号

○議長（古賀ひろ子） 日程第13、議案第14号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） それでは、議案第14号 令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

予算書の3ページをお願いします。令和5年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,165万8,000円とするものでございます。

本補正予算につきましては、決算見込みに伴う歳入予算の整理と、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う整理を中心としたものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。

12ページ、13ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費の45万3,000円の減額は、保険証の一斉更新に係る郵便料等の残額を整理するものでございます。

次の2項徴収費19万7,000円の減額は、納税通知書等の印刷製本費、郵便料等の執行残の整理でございます。

次の2款1項後期高齢者医療広域連合納付金の36万2,000円の減額は、後期高齢者医療保険料の調定更正及び保険基盤安定繰入金の額の確定に伴う補正でございます。

続いて、歳入の説明をいたします。

10ページ、11ページをお願いします。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料の 2 7 6 万 1, 0 0 0 円の増額は、1 2 月末の調定額を基に、年度末までの収納状況を見通して、それぞれ補正をするものでございます。

次の 3 款繰入金 1 項他会計繰入金の 3 7 9 万 7, 0 0 0 円の減額は、1 目一般会計繰入金の 1 節職員給与費等繰入金及び 2 節の保険基盤安定繰入金の額の確定に伴う補正でございます。

次の 5 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料の 2 万 4, 0 0 0 円の増額は、決算の見込みによるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりました。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括、次に総括質疑という順序で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4 番、丸山議員。

○議員（4 番 丸山康夫） ページ数は 1 1 ページになります。ここで気になるのが、現年度分の特別徴収の金額が 8 8 8 万 6, 0 0 0 円減額になっています。それと比べて、また普通徴収が 9 5 3 万 9, 0 0 0 円増えているんですね、現年度分。普通に考えると、特別徴収で年金から直接納めていただくと天引きされる。こっちのほうが、収納業務等の軽減につながるんですよね。なぜ特別徴収が減って普通徴収が増えているのか、まずここを説明していただけませんか。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） 歳入の保険料の件でございますが、まず初めに特別徴収保険料の減額の要因でございますが、これにつきましては、年度初めに被保険者数に応じて予算を立てるものでございますが、その後お亡くなりになられることによる減額や、特別徴収から口座引き落とし等の普通徴収のほうに変更される方、そういった方がおられることによって、現時点では減額の見通しで減額をさせていただいております。

これに対しまして、普通徴収保険料のほうが増額となっているものにつきましては、先ほど言いました口座引き落としに変更される方もございますが、それよりも最近、後期高齢者への移行される方が多くございますので、毎月約 5 0 人ほど増えております。これが、新規で 7 5 歳になられて後期高齢者医療に移行された方につきましては、初めは普通徴収のほうで納めていただくこととなっております。その後、お話をさせていただいて特別徴収のほうには移行していただくんですけれども、当初数か月間については普通徴収での徴収となりますので、普通徴収のほうを増額補正させていただいております。

○議長（古賀ひろ子） 4 番、丸山議員。

○議員（4 番 丸山康夫） できたら、年金から直接天引きされるほうが、町にとっても収納業務等の軽減にもつながるんですよね。ぜひ、特別徴収にどんどん移行していただくような取組を行っていただきたいと思いますけれども、その辺り何か施策等で考えていることはありますか。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） おっしゃられるとおり、普通徴収よりも年金からの特別徴収、こちらのほうが非常に効率的でありますし、被保険者の方の納付忘れ、そういったこともございません。ですから、できる限り特別徴収のほうに移行していただくように機会を捉えまして、啓発をさせていただいているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳入歳出一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 4 号 令和 5 年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員です。したがって、議案第 1 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4、議案第 1 5 号

○議長（古賀ひろ子） 日程第 1 4、議案第 1 5 号 令和 5 年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） 議案第 1 5 号 令和 5 年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について御説明をいたします。

予算書の 3 ページをお開きください。

令和 5 年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 3 3 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 2 億 9, 9 6 1 万

6,000円とするものでございます。

本補正予算につきましては、決算見込みに伴う各費目の整理と県支出金等の額の確定に伴う整理を中心としたものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。

16、17ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費は、145万5,000円を減額しております。

1目の一般管理費は、年度末を見通した不用額の整理が主なもので、年度末までの見込みにより140万1,000円を減額しております。次の2目国民健康保険団体連合会負担金は、国保連合会に支払う負担金の額の確定により5万4,000円を減額しております。

2項徴収費は、次のページにまたがっておりますが、年度末を見通しまして不用額を整理するもので36万8,000円を減額しております。

次に、2款保険給付費7項傷病手当金の100万円の減額は、年度末までの決算見込みにより減額をしております。

次の3款国民健康保険事業費納付金の1項医療給付費分から、次のページの2項後期高齢者支援金等分及び3項の介護納付金分までは、歳入の補正に伴う財源更正を行うものでございます。

4項過年度納付金分は、過年度の納付金の精算額の確定により48万1,000円を増額しております。

次の6款1項保健事業費は、146万6,000円を減額しております。1項の保健事業費は歳入の補正に伴う財源更正。

次のページでございます。2目医療費適正化推進事業費146万6,000円の減額は、大腸がん検診の検査容器配布等業務委託の執行見込みによるものでございます。

2項特定健康診査等事業費は、901万3,000円を減額しております。減額の主な要因は、特定健診の受診者数が当初見込み数より減少したため、決算の見込みで減額するものでございます。

歳出の最後ですが、7款1項基金積立金は、1,615万3,000円を増額しております。

1目国民健康保険財政調整積立基金積立金は、福岡県の国民健康保険運営方針等に基づき、安定した国保財政の運営のために積立てを行うもので、本補正予算による歳入歳出予算の剰余金を積立金とするものでございます。

続いて、歳入の説明をいたします。

10ページ、11ページをお開きください。

1款1項国民健康保険税は、4,647万2,000円を減額しております。現年分につきましては、被保険者数の減少により、収納額の減少が見込まれることによる減額補正を、滞納繰越分

につきましては、12月末までの収納実績と令和4年度の収納率に基づき、それぞれの区分で算定し、補正を行っております。

12ページ、13ページをお願いします。

4款県支出金1項県補助金は、677万5,000円を増額しております。右側の説明欄に内訳を記載しておりますが、それぞれ交付の見込額により補正を行っております。

次に、5款繰入金1項他会計繰入金は、3,272万5,000円を増額しております。こちらにつきましても、右側の説明欄に内訳を記載しておりますが、それぞれの交付見込額等により補正を行っております。

次に14、15ページでございます。

7款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、決算の見込みにより750万円を増額しております。

歳入の最後でございますが、3項雑入は、280万4,000円を増額しております。

この内訳でございますが、1目の一般被保険者第三者納付金は、交通事故等第三者の行為により利用を受けるに至ったものにつきまして、国保の給付を受けた場合、当該第三者に対して給付費を請求し納付を受けるもので、決算の見込みで361万3,000円の増額、3目の一般被保険者返納金は、国民健康保険の資格喪失後に保険証を使用した場合、当該者に対して給付費等を請求し返還を求めるもので、決算見込みで47万9,000円の増額、9目の特定健康診査自己負担金は、決算の見込みで43万円の減額、11目雑入は、保健事業と介護予防の一体的業務委託金で、額の確定により85万8,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりました。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括、次に総括質疑という順序で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 資料24ページ、ここに特定健康診査委託料449万3,000円減額されています。またその下、特定保健指導委託料これ390万7,000円減額されています。これよく見ると、当初の見込みに対して、やはり実施者数が大幅に減少しているんですね。特に下段のほう特定保健指導委託料は、これ569万6,000円に対して390万7,000円減額ですよ。執行率めちゃくちゃ低いんですね。特に、動機づけ支援とかつてなると、対象者数

140人に対して44人しか実施されていないと。せっかくこの医療費適正化推進室もできて、健康診断あたりをやっぱりしっかり受けていただく体制整ったとは思ってたんですけども、それがこの数字上ではなかなか実施できていない。まず、当初の見込みに対して実施者数が大幅に減少した要因、これを説明していただけますか。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康課長。

○健康課長（尾上靖子） 当初の見込みに対して実施者数が減少した理由についてですが、まず特定健康診査のほうにつきましては、受診率40%目指して予算を組んでおりまして、健診の手法の1つである集団健診を被保険者に対する38.2%で1,910人で予算を組んでおりましたが、結果として1,372人ということになっております。集団健診以外にも個別健診、医療情報収集、あとは受診したときの検査結果を提供していただくデータ提供等で、受診率が最終的に決定いたしますので、結果的にこの集団健診につきましては、当初の見込みよりも下回ったというような結果になっております。それと、受診率はちょっと別の状況にはなりますけれど、集団健診は予算よりも下回ったという結果になっております。

それと、特定保健指導についてでございますけれど、当初予算を組む場合に、健診を受けられた方の中での発生率、特定保健指導の対象者の発生率を見込むわけですが、それは過去の実績に基づきまして17.2%の発生率で見込んでおりました。その結果、発生率が13.7%と対象になる方が少なかったというのが1つの要因でございます。

もう1つは、なかなか指導の場に来ていただけない方が多くて、再三の通知にもかかわらず、保健指導を途中で離脱してしまった方というのもしらっしゃいます。

もう1つは、この対象者の中でも、数値がやはり受診勧奨レベルで指導を半年間行う——この特定保健指導というのは半年間の指導期間というのがあるんですが、途中で医療に結びついた方はこの対象者から外れていくという、そういうルールになっておりますので、数値によりましては、受診を先に急いだほうがいいという判断で受診勧奨を行って、受診に結びついた方もいらっしゃいますので、そういった3点の理由から特定保健指導の委託料の減額という結果になっております。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） いまいちよく分かんなかったんですけど、それでは、それを踏まえて令和6年度にまたきちんとやられると思います。受診者をどのようにして上げていこうとするのか、その対策をどう構築しているのか、6年度ですね。これを踏まえてお答えいただけますか。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康課長（尾上靖子） 先ほど説明させていただいた中で、集団健診は結果として少なかったという令和5年度の。先ほどのちょっと説明の付け加えなんですけど、令和5年度の受診率の見込み

としましては36.9%と、前年度が27.9%でしたので、かなりちょっと持ち直してきているような状況となっております。

さらに、令和6年度につきましては40%以上達成したいと思っておりますので、対策としましては、国保の方を限定とした早期健診というのを実施する予定にしております。でも中には、自分が受診したいと思った日に予約が入らないとかっていう、そういう苦情もあったりしましたので国保限定の早期健診を実施して、もう既に1日で予約がいっぱいになっているような状況になっております。これは、4月にも実施する予定にしております。

あとは、動画の配信やセット割等で——セット割と申しますのは、がん検診とセットで受けていただくことで受診の個人負担金が安くなる、ゼロ円になるっていう、特定健診の負担金がゼロ円になるというような、そういう取組等々を行いまして、受診率を上げていきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） しっかり取り組んでいただいて、健診率を上げていかないと早期発見というのにつながりません。ぜひしっかり対策を練っていただいて、知恵も絞って受診率を上げていただきたいなと思っています。よろしくお願いします。

ページ数23ページになるんですけれども、ここに積立金が記載されております。今年は1,615万3,000円積み立てられたということで、喜ばしいことかなと思っているんですけれども、基金総額幾らになったのか、まずここを回答していただけないですか。

○議長（古賀ひろ子） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） この補正予算を踏まえまして、令和5年度末の基金の積立見込額は、今のところ2億5,496万円を見込んでおります。この金額でございますが、保険給付費、医療費として支払う、その給付費の約10%程度を持っているのが適当というふうに考えております。現在、令和5年度の保険給付費の見込みが約28億円ほどございますので、ちょっと不足がありますが、今、妥当な額を保有しているものと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 今、これが妥当な額に近づいているということでございますけれども、この積立金がしっかり積み立てられれば、もしかすると保険料の減額ということにもつながっていくのかなと思っていますけれども、令和6年度に予算に対する影響というのはどのように考えてありますか。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） 令和6年度につきまして、国保の保険税の仕組みからになりますが、まず以前は、医療費を町で基本的に持ったから、医療費の総額の推移に応じて保険税を決めて

おりましたが、今、保健事業は県全体で賄うこととなっていますので、県から宇美町の負担分として納付金というのを支払うように通知が参ります。この納付金の額に応じて保険税の税率等を考えていくわけですが、令和6年度は、令和5年度より約5,000万円ほど納付金の額は、減額とはなっております。ただ、被保険者数は全体として減っておりますので、1人当たりの負担額としては逆に増えているという状況でございます。

ただ、しかしながら、今申し上げましたような基金の残額が2億5,000万円程度でございますし、最近、医療費も減額の傾向にございますので、今のところ、令和6年度には保険税率を上げるとかそういった議論は行わずに現行の保険税率での計上となっております。

また今後、コロナが終わりまして、その反動で医療費がどんどん増えている状況ではございますが、それに依じて保険税も上げないかという議論も出てくるかと思いますが、当分の間は全額をととはできないとは思いますが、保険税率の上昇を検討する際には、基金の活用これについても頭の中に入れてながら検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） ページ数で言うと14、15、ちょっと戻る感じになるんですけども、延滞金のほうがちょっと補正で増えてますけれども、これはすると払えない人が宇美町全体で見ただけに、ちょっと増えているんじゃないかなと思うんですけど、昨年の状況として国保払えない人たち、延滞、滞納してる人とか、そういうのは1年通して見た場合どういった傾向なのかというのを、ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） すみません、資料準備しておりました、ちょっと手元ないんですが。延滞金の増額につきましては、現時点での延滞金の収納額に併せて、増額補正をしているものでございます。収納率そのものにつきましては、細かいところはちょっと申し上げることができませんが、現時点で、昨年度同時期に比べると若干上向いているという状況ですので、延滞、滞納されている方が増えているということではちょっと違います。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳入歳出一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。ただいまから、13時まで休憩に入ります。

11時57分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第15. 議案第16号

○議長（古賀ひろ子） 日程第15、議案第16号 令和5年度宇美町上水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） よろしく願いいたします。議案第16号 令和5年度宇美町上水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で、収益的収支の収入におきまして、既決予定額8億1,462万8,000円を407万7,000円減額補正いたしまして、8億1,055万1,000円に。支出で既決予定額7億9,360万9,000円を1,294万6,000円減額補正いたしまして、7億8,066万3,000円とするものでございます。

第3条では、資本的収支の収入におきまして、既決予定額1億5,041万9,000円を5,549万8,000円減額補正いたしまして、9,492万1,000円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,590万2,000円は、現年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額及び現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することといたしております。

第4条では、職員給与費を420万6,000円減額補正するものでございます。

資料につきましては、19ページに事業一覧表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益1節水

道使用料 250 万円の減額は、使用水量の減少に伴い、年度末を見越した補正を行うものでございます。

3 目その他の営業収益 1 節手数料 13 万円の増額は、督促手数料や給水装置工事事業者証の更新など工事申込み申請の増加に伴い、年度末を見越した補正を行うものです。3 節雑収益 116 万 1,000 円の増額は、山の内浄水場のろ過砂売却費及び令和 5 年 7 月の落雷により、障子岳浄水場の機械設備が損傷したことによる修理費を公有建物災害共済金として受け入れたものなどによるものでございます。

2 項営業外収益 3 目負担金 1 節他会計負担金 240 万 4,000 円の減額は、下水道使用料賦課徴収事務負担金において量水器購入個数の減によるもの、また、2 節負担金 46 万 4,000 円の減額は、給水申込み件数について年度末を見越した補正を行うものでございます。

支出に移りまして、1 款水道事業費用 1 項営業費用 1 目原水及び浄水費の 2 節手当、4 節報酬、11 節燃料費まで合わせまして 11 万 6,000 円の増額は、浄水場職員手当等の人件費及び浄水場で使用している公用車のガソリン代について補正を行うものでございます。19 節修繕費 330 万円の減額は、上の原調整池流量計避雷器修繕費として計上いたしておりましたが、雨水流入防止等を含む修繕方法の見直し検討により、修繕を令和 6 年度に延伸したこと。また 25 節補償費 43 万円の増額は、障子岳農区水利組合への取水補償について、年度末を見越した補正を行っております。36 節賞与引当金繰入額及び 37 節法定福利費引当金繰入額、合わせて 55 万 2,000 円の増額は、令和 6 年 6 月に支払い予定である浄水場職員の期末勤勉手当見込額に基づき、当事業年度の負担額について補正するものでございます。

2 目配水及び給水費 3 2 節受水費 600 万円の減額は、福岡地区水道企業団からの受水費の一部を本年 1 月から 3 月までの 3 か月間、太宰府市へ 1 日当たり 500 立方メートル、合計で 4 万 5,500 立方メートルの融通を行うことから、受水費の減額補正を行うものでございます。

3 目総係費の 1 節給料、2 節手当、5 節法定福利費、合わせまして 508 万 5,000 円の減額は、課長の人件費を下水道事業会計と案分するなどの整理を、また 11 節燃料費 4 万円の増額は、公用車のガソリン代について補正を行うものでございます。36 節賞与引当金繰入額及び 37 節法定福利費引当金繰入額、合わせて 23 万 1,000 円の増額は、令和 6 年 6 月に支払い予定である職員の期末勤勉手当見込額に基づき、当事業年度の負担額について補正するものでございます。

5 目減価償却費 1 節有形固定資産減価償却費 7 万円の増額は、令和 4 年度決算額の確定に伴う補正を行うものです。

予算書の 10 ページ、11 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入におきまして、1 款資本的収入 3 項工事負担金 1 目工事負担金 1 節

工事負担金 5,549 万 8,000 円の減額は、配水管布設計画の見直し及び本年度の工事完了を見越した不用額の整理を行うものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は 2,445 万円余の純利益が見込まれるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりました。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入・支出及び資本的収入を一括、次に総括質疑という順序で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、収益的収入・支出及び資本的収入の一括質疑に入ります。質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4 番、丸山議員。

○議員（4 番 丸山康夫） ページ数は 9 ページになります。今、企業団からの受水費 600 万円、これは太宰府に融通されたということで、その分が減額になっていますけれども、600 万円の算出根拠についてお伺いします。今、私の聞き間違いじゃなかったら 4 万 5,000 立米の融通をされたと、1 立方メートル当たりいかほどの値段で融通されたのか。企業団から今買っているお水、これ 1 立米当たり幾らで買っているのか、その辺りも含めて説明していただけないか。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） 申し訳ありません、1 立方当たり幾らというのはちょっと今資料がございませんので、申し訳ございませんが、実際の金額としましては、太宰府市に 4 万 5,500 立方メートル、合計しまして 580 万円ほどの減額になります。それを最終的に、年度末を見越して 600 万円で減額補正をさせていただいているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 4 番、丸山議員。

○議員（4 番 丸山康夫） 分かりました。

次に、11 ページについてお伺いします。11 ページの工事負担金 5,549 万 8,000 円の減額となっております。この要因について、まず説明をしてください。よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） この 5,500 万円ほどの減額につきましては、当初予算編成時におきまして、貴船四丁目地区の町道長谷～四王寺線に下水整備を行う際に、既存の上水道管理設箇所を掘削して、下水道管を埋設する予定で計画をしておりましたが、住宅地の張りつきや経済性などを考慮いたしまして、既存の上水道管理設箇所の反対車線側に下水道管、それと新たな上水道管を埋設することで、上水道の仮設配管を行う必要もなくなりました。また、その補償の対象からも外れるようなことになりましたものですから、下水道事業会計からの負担金が大きく減

額となったものでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 工事が費用がかからないように工夫をしたというふうに受け止めましたけれども、ありがたいことなんです。ただこれは、積算の段階とか、あるいは予算計上の段階でもっと精度をきちんと上げておけば、こういった予算計上もしなくても済んだんじゃないかなと思いますけれども、改めて聞きます。積算の段階や予算計上の段階で、もっと精度を上げておくことはできなかったんですか。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） 当初予算編成時におきましては、まだ測量や実施設計を行っている最中でありまして、通常どおり上水道管の埋設箇所に、下水道管及び新たな上水道管埋設ということで、予算の算出を行っております。実施設計時におきまして、その埋設箇所の見直しを行い、少しでも下水道事業会計の補償費の軽減、そういうのを考慮いたしまして、今回、上水道の負担金額を落としたような結果となったところでございます。

それと先ほど、企業団からの単価の価格について御質問ございましたが、今調べますと、1立方メートル当たり120円というふうになっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。収益的収入・支出及び資本的収入の一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号 令和5年度宇美町上水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第16．議案第17号

○議長（古賀ひろ子） 日程第16、議案第17号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼いたします。議案第17号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で、収益的収支の収入におきまして、既決予定額9億4,078万5,000円を582万4,000円減額補正いたしまして9億3,496万1,000円に。支出で既決予定額8億6,832万円を384万8,000円増額補正いたしまして8億7,216万8,000円とするものでございます。

第3条では、資本的収支の支出におきまして既決予定額8億4,297万9,000円を3,121万円減額補正いたしまして、8億1,176万9,000円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,982万2,000円は、建設改良積立金、現年度分損益勘定留保資金及び繰越利益剰余金処分額で補填することといたしております。

第4条では、職員給与費を494万7,000円増額補正するものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料1節下水道使用料491万1,000円の減額は、使用水量の減少に伴い、年度末を見越した補正を行うものでございます。

2項営業外収益4目長期前受金戻入1節長期前受金戻入91万3,000円の減額は、資産の減価償却費に含まれる国庫補助金等相当額を収益化するもので、令和4年度決算額が確定したことによる補正でございます。

支出に移りまして、1款下水道事業費用1項営業費用3目総係費の1節給料、2節手当、5節法定福利費まで合わせまして494万7,000円の増額は、課長の人件費を上水道事業会計と案分するなどの整理を行うものです。33節報償費200万円の減額は、受益者負担金前納報奨金の対象面積が当初計画より縮小したことによる不用額の整理を行うものです。34節補助金130万円の減額は、水洗便所等改造奨励金などにつきまして年度末までの申請等を踏まえ、不用額の整理を行うものでございます。

4目減価償却費1節有形固定資産減価償却費19万円の増額は、令和4年度取得資産の減価償却費の確定に伴う補正を、また2節無形固定資産減価償却費22万2,000円の減額は、流域下水道建設負担金分が確定したことによる補正を行うものです。

2項営業外費用2目消費税及び地方消費税1節消費税及び地方消費税223万3,000円の

増額は、本年度末を見越した消費税納付額を補正するものでございます。

予算書の８ページ、９ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出におきまして、１款資本的支出１項建設改良費１目下水道事業費１５節委託料２００万円の減額は、年度末を見越した不用額の整理を行うものでございます。２１節材料費７９万円の増額は、県道及び町道の舗装打ち替え工事に併せ、腐食が見受けられるマンホール鉄蓋の取替え箇所が増加したことに伴い、鉄蓋の追加購入分として補正するものでございます。２２節補償費３,０００万円の減額は、上水道配水管布設計画の見直し及び年度末の工事完了を見越した不用額の整理を行うものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は６,６７４万円余の純利益が見込まれるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりました。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入・支出及び資本的支出を一括、次に総括質疑という順序で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、収益的収入・支出及び資本的支出の一括質疑に入ります。質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。４番、丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫） ７ページになります。下水道使用料が４９１万１,０００円減額されていますね。おそらく節水機器等が普及して、その分水道の使用量が減ったよと、それに伴って下水道の使用料も減ったんじゃないかと推測されますけれども、それでよろしいですか。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） おっしゃるとおり、節水意識の高まりや水洗トイレ等の節水機器の普及などの理由によりまして、上水道の使用水量が減少していったことによる下水道使用料金の減額となったものでございます。

○議長（古賀ひろ子） ４番、丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫） それに関連して、ちょっと不思議な現象が起こっているんでお尋ねしますけれども、使用水量が減っているというのは分かったんですけども、消費税が２２３万３,０００円増額補正されているんですよ。普通こういった使用料が減ってくると、消費税等は減額になるんじゃないかなと思うわけなんですけれども、何で今頃消費税増額補正しないといけないのか、その理由を説明していただけませんか。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） 消費税及び地方消費税の額、当初予算では１,７６６万７,０００円

を計上させていただいております。それ以降、事業等の見直し等で補正を幾度かかけておりまして、最終的には今回223万3,000円を上げさせていただいております。ちょっと詳しい内容を調べさせていただきたいと思いますので、お時間頂いてもよろしいでしょうか。申し訳ございません。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 事業費が増えたことが要因ならば、事業費を補正したときに併せて消費税の増額も、補正予算で計上しなきゃいけないんじゃないかなと思うわけなんですけど、なぜこの時期に最終的にやらなきゃいけないのか、そこも改めてお聞きしたいと思いますので、回答をよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） では、回答を保留ということで。

では、ないようです。収益的収入・支出及び資本的収入の一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

お諮りします。答弁を保留した質疑がありますが、丸山議員には個別に担当課から回答させますので、このまま採決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

これから、議案第17号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第5号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第18号

○議長（古賀ひろ子） 日程第17、議案第18号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中西企画財政課長。

○企画財政課長（中西敏光） 失礼いたします。それでは、議案第18号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第7号）の説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和5年度宇美町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出それぞれ1億1,557万2,000円を減額し、予算総額を147億535万5,000円とするものです。

また、第2条で継続費の補正、第3条で繰越明許費の補正、第4条で債務負担行為の補正、第5条で地方債の補正を併せて提案をしております。

歳出から説明をさせていただきます。

資料につきましては、3月議会議案資料綴一般会計補正予算（第7号）事業一覧表を御参照ください。

なお、決算を見通しての各款にわたる人件費の補正につきましては、説明を割愛させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

少し飛びますが、予算書46、47ページをお願いいたします。

1款議会費1項議会費1目議会費、議会運営経費40万5,000円の減額は、決算を見通しての整理を行うものです。

次の48、49ページをお願いします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費から、50、51ページをお願いします、2目文書広報費、5目財産管理費も、決算を見通しての減額整理等となっています。

52、53ページ中段の6目企画費、005ふるさと宇美町応援寄附事業費につきましては、当初予算におきまして寄附金額を4億円として各事務経費等を計上していましたが、今年度の寄附金額が3億5,000万円程度となる見込みであることから予算を見直すこととし、クレジット決済手数料を277万5,000円減額、運営代行手数料を4,855万4,000円など減額をしています。

7目電子計算費、001情報システム管理費等、54、55ページ、002情報システム共同化事業費は、執行残の減額整理を行うものですが、電算システム改修業務委託料（補助）18万2,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る特定個人情報データ標準レイアウトを基に、令和6年6月に本番稼働する番号法における情報連携に必要な基幹情報システム改修を行うものです。

8目自治振興費、9目生涯学習推進費、10目交通安全対策費、56、57ページお願いします。11目防犯対策費につきましても、決算を見通しての減額整理となっています。

14目基金費では、基金の利子を整理するほか、001財政調整基金費は、本補正予算における歳入歳出の差引額2億7,410万6,000円を積み立てるものです。005森林環境譲与税

基金費は、森林環境譲与税を割り当てている事業の執行額が確定し、今年度の収入額との差額 294万8,000円を積み立てるものです。007ふるさと応援基金費6,209万9,000円は、今年度のふるさと宇美町応援寄附金の金額を3億5,000万円と見込み、経費を除いた額を基金に積み立てるものですが、12月補正予算で一部積み立てていましたので、その差額を積み立てるものです。

18目地域交通費、001地域交通環境整備事業費も決算を見通しての減額整理、002オンデマンドバス運行事業費も決算を見通し減額する一方、オンデマンドバス運行負担金については74万円増額としています。

19目緊急経済対策費は、物価高騰対策として実施いたしました子ども・高齢者くらし応援券事業費につきまして、応援券の配布・換金状況に応じた見込額により200万4,000円を減額するものです。

58、59ページをお願いします。

2項徴税费2目賦課徴収費、001町民税賦課経費、002固定資産税賦課経費、003収納経費についても、決算を見通しての減額整理となっています。

60、61ページをお願いします。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、002戸籍住民基本台帳管理費、003住居表示関係経費、004個人番号カード交付事業費も、決算を見通し減額整理を行うものです。

62、63ページをお願いします。

中段の4項選挙費4目県知事・県議会議員選挙費は、糟屋郡選挙区は無投票となり不用額を減額補正するものです。

64、65ページをお願いします。

下段の5項統計調査費、66、67ページ下段の6項監査委員費につきましても、決算を見通しての減額整理等となっています。

68、69ページをお願いします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費も決算を見通しての減額整理となっており、011電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業費についても634万3,000円の減額となっています。

70、71ページをお願いします。

3目国民健康保険事業費、国民健康保険特別会計繰出金では、額の確定に伴い保険基盤安定を608万2,000円減額、職員給与等の保険基盤安定以外を3,880万8,000円増額をしています。

4目障害者福祉費、003障害者自立支援給付事業費は、福祉サービス利用者の増加に伴い、

障害者自立支援給付費を5,734万円増額をしています。005障害者地域生活支援給付事業費の医療的ケア児等在宅レスパイト事業助成金は、利用時間の増加により14万5,000円増額をしています。007重度障がい者医療支援経費は、72、73ページをお願いします。インフルエンザ等の流行により受診件数が増加傾向にあるため審査支払手数料を2万7,000円、重度障がい者医療費を580万4,000円増額をしています。

5目高齢者福祉費、高齢者福祉事業費は、決算を見通しての減額整理をする一方で、対象者の増加に伴い紙おむつ購入給付費を11万円増額をしています。

6目高齢者福祉施設費、老人福祉センター運営経費、7目介護保険事業費、001介護予防事業費、74、75ページ、002包括的支援事業費も減額整理です。004介護保険関係経費2,490万8,000円の減額は、福岡県介護保険広域連合負担金額の確定に伴う減額等となっています。

8目後期高齢者医療費、001後期高齢者医療関係経費は、令和4年度の市町村療養給付費負担金が確定したため334万1,000円増額をしています。002後期高齢者医療特別会計繰出金は、繰入金額の見込額が確定したため、後期高齢者医療特別会計繰出金（事務費）を65万円減額、（保健基盤安定）を314万7,000円減額をしています。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、77ページお願いします、009低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費は、決算を見通しての減額整理で、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を300万円減額をしています。011出産・子育て応援事業費は、当初見込みよりも出生数が減少しているため、出産・子育て応援給付金を515万円減額をしています。

2目児童手当費、児童手当関係経費の児童手当は、当初見込みより転入・出生数の減少により1,029万5,000円減額をしています。

78、79ページをお願いします。

3目ひとり親家庭等医療費、ひとり親家庭等医療支援経費は、インフルエンザ等の流行により受診件数が増加傾向にあるため、審査支払手数料5万2,000円増額をしています。

4目子育て支援事業費、子育て支援関係経費225万1,000円の減額は、不用額等の整理を行うものです。

5目保育園費、001町立保育園運営経費1,779万4,000円も不用額の整理等を行うものです。80、81ページをお願いします。002特定教育・保育施設運営経費1,943万7,000円は、国の基準である公定価格の改定により運営負担金などの増額、福岡県の下半期の事業実施決定により、保育所等物価高騰対策事業費補助金を24万2,000円増額をしています。003特定地域型保育事業費、地域型保育給付費負担金は、執行見込額により715万円減額をしています。004特定教育・保育施設整備事業費、保育所等整備事業費補助金2億

438万6,000円の減額は、柳原ぶらす保育園の園舎建て替えに伴う入札会が不調となり、今年度の事業実施が困難となり、事業者より事業取下げの申し出があり減額するものです。

6目児童福祉施設費、こども教育総合支援センター管理費7万2,000円の減額は、不用額を整理する一方で、非常用予備発電設備の老朽化により、修繕料（施設・設備）を49万円増額をしています。

82、83ページ、84、85ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、002母子衛生事業費、003保健衛生事業費、86、87ページ、005関係団体等支援事業費、006保健衛生関係経費は、それぞれ不用額及び決算を見通しての減額補正となっています。

3目予防費、001予防接種事業費、88、89ページ、002感染症予防事業費も決算を見通しての減額整理。003新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、不用見込額の減額整理などとなっています。

90、91ページをお願いします。

4目環境衛生費、002畜犬衛生費は、不足が見込まれる地域猫不妊去勢手術業務委託料を30万円増額しています。005環境衛生関係経費、地域温暖化対策実行計画策定業務委託料は、契約執行残50万円減額をしています。

2項清掃費1目清掃総務費、002ごみ減量・リサイクル推進事業費も執行残の整理となっています。

3目塵芥処理費、001ごみ処理事業費のRDF処理業務委託料は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合の運転維持管理費の減額に伴い、負担金が6,027万2,000円減額となったものです。

002最終処分場運営経費は、92、93ページをお願いします。執行残等の整理として、消耗品費を95万円の減額、浸出水処理施設点検整備工事請負費（単独）を100万円減額等となっています。003リサイクルセンター管理費では、宇美志免リサイクルセンター運営費の確定により、宇美町・志免町衛生施設組合負担金を132万1,000円減額をしています。

4目し尿処理費、浄化センター管理費は、宇美志免浄化センター運営費の確定により宇美町・志免町衛生施設組合負担金を1,209万1,000円減額をしています。

94、95ページをお願いします。

6款農林水産業費1項農業費、中段の3目農業振興費も決算を見通しての減額整理となっています。

5目農地費、農業基盤保全事業費は、決算を見通しての減額や額の確定による減額をする一方、ため池耐震診断業務委託料は、県の指示により令和6年度事業の一部を繰越し事業として執行するため380万8,000円増額をしています。

９６、９７ページをお願いします。

２項林業費２目林業振興費、森林機能保全事業費は、契約執行残などの整理を行う一方で、森林所有者との協定件数の増加に伴い、荒廃森林整備工事請負費（単独）を１５万７,０００円増額をしています。

９８、９９ページをお願いします。

７款商工費１項商工費２目商工業振興費、商工業活性化事業費は、宇美町商工業育成助成金の額を確定したことにより２４万８,０００円減額をしています。

３目観光費、観光促進事業費は、契約執行残や不用額の減額整理となっています。

４目消費者行政推進費、消費者行政推進関係経費は、負担金額の確定により、かすや中南部広域消費生活センター負担金を５万９,０００円減額をしています。

１００、１０１ページをお願いします。

８款土木費１項土木管理費１目土木総務費、２項道路橋りょう費２目道路橋りょう維持費、３項河川費１目河川総務費は、契約執行残や決算を見通しての減額整理を行っています。

１０２、１０３ページをお願いします。

５項都市計画費３目街路事業費、都市計画街路整備事業費は、志免宇美線街路事業負担金の額の確定により３,５５３万４,０００円減額、志免宇美線道路建設促進期成会負担金は、今年度徴収がないため３０万円減額となっています。

５目公園費、公園管理・整備事業費は、不足が見込まれる光熱水費（水道）７万６,０００円や汚物汲取料３万円の増額等となっています。

６項住宅費２目住宅建設費、町営住宅建設事業費４４６万７,０００円は、契約執行残の減額整理をしています。

１０４、１０５ページ、１０６、１０７ページをお願いします。

９款消防費１項消防費１目常備消防費では、額の確定により粕屋南部消防組合分担金を５９１万３,０００円減額をしています。

２目非常備消防費、消防団活動支援事業費４１９万７,０００円は、決算を見通し、出動報酬を４６２万６,０００円、費用弁償２１万１,０００円増額など計上をしています。

４目防災対策費、防災対策事業費は、執行額確定により宇美町木造戸建て住宅耐震改修工事費補助金を６０万円減額をしています。

１０８、１０９ページをお願いします。

１０款教育費１項教育総務費３目教育支援事業費、００１学校教育推進事業費、００２学校支援事業費、００４保健・安全対策事業費、００６就学指導事業費は、執行残等の減額整理を行うものです。

110、111ページをお願いします。

2項小学校費1目学校管理費では、各小学校における不用額等について減額する一方で、不足する修繕料（施設・設備）や光熱水費（ガス）・（水道）代などを増額していますが、003宇美東小学校管理費では、令和6年度の特別支援学級の増設に伴い間仕切り等の工事を実施するため、学校整備工事請負費（単独）を151万3,000円、空調機器取替工事請負費（単独）を85万8,000円増額、004原田小学校管理費では、家庭科室の排水管清掃業務委託料を26万4,000円計上しています。005桜原小学校管理費は、112、113ページをお願いします。同じく令和6年度特別支援学級の増設に伴い、学校整備工事請負費（単独）を463万7,000円、職員用机など学校用器具費を25万8,000円増額をしています。007学校管理関係経費では、国から算数のデジタル教科書を提供されない3校分の購入費として、学習者用デジタル教科書購入費を46万4,000円計上しています。

2目教育振興費では、不足が見込まれる通信運搬費（電信電話料）の増額や小学校教科書改定に伴い、教師用教科書・指導書購入費をそれぞれ計上しています。

114、115ページをお願いします。

3項中学校費1目学校管理費は、不足が見込まれる修繕料（施設・設備）や005学校管理関係経費では、国から数学のデジタル教科書を提供されない1校分の購入費として、学習者用デジタル教科書購入費を40万円計上しています。

116、117ページをお願いします。

6項社会教育費については、1目社会教育総務費、2目青少年教育費、3目人権教育費、118、119ページ、4目公民館費、5目図書館費、120、121ページ、6目社会教育施設費、8目文化財保護費、9目歴史民俗資料館費まで、それぞれ決算を見通しての事務・事業費の整理となっています。

122、123ページ中段の7項保健体育費1目保健体育総務費、124、125ページ、2目体育施設費、126、127ページ、3目学校給食費も決算を見通しての事業費の整理となっています。

128、129ページをお願いします。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農地農業用施設災害復旧費、（現年）農地農業用施設災害復旧費368万7,000円の減額は、災害申請対象地が申請外となったことにより、分筆測量業務委託料（単独）を150万円減額、執行残により測量設計業務委託料（単独）を217万4,000円減額をしています。

2項公共土木施設等災害復旧費1目公共土木施設等単独災害復旧費は、激甚災害に指定され、測量設計業務の一部が補助対象となったため財源更正を行っています。

2目公共土木施設等補助災害復旧費、001（現年）公共土木施設等補助災害復旧費415万3,000円の増額は、内訳として、町道竹ケ下～桜ヶ丘線仮設防護柵の購入費で735万3,000円増額し、継続費で計上の同町道災害復旧工事費に係る令和5年度年割額320万円を減額をするものです。002（過年）公共土木施設等補助災害復旧費554万9,000円の減額は、同じく町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧工事の増破による工期延長に伴い、仮設防護柵賃料が先ほどの仮設防護柵購入費を上回るため賃料を減額するものです。

130、131ページをお願いします。

12款公債費1項公債費1目元金は、財源更正を行っています。

歳出の説明は以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

16ページ、17ページをお願いします。

1款町税は、最終調定見込額や見込徴収率等の見直しにより、1項町民税を1,293万円増額、2項固定資産税を568万円増額、3項軽自動車税を59万円増額、5項旧法による税を24万円減額をしています。

3款利子割交付金は、本年度の収入見込額から減額補正し、18、19ページお願いします、4款配当割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金は、収入見込額から増額補正をしています。

10款地方交付税、普通交付税は、国の令和5年度補正予算において普通交付税が増額され、追加交付となったため9,245万4,000円増額をしています。

12款分担金及び負担金1項分担金から、20、21ページ、2項負担金、13款使用料及び手数料1項使用料、次の22、23ページ下段の2項手数料までは、収入済額または今後の収入見込みにより各予算の増減額補正を行っています。

24、25ページをお願いします。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金2節国民健康保険負担金から、3目衛生費国庫負担金5節新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金まで、歳出事業費の確定等による補正増減により、そこに充てる国庫支出金を増減額補正しています。

26、27ページをお願いします。

7目災害復旧費国庫負担金1節農地農業用施設災害復旧事業費負担金は、激甚災害指定により1,169万6,000円増額をしています。4節公共土木施設災害復旧事業費負担金57万5,000円の減額は、町道竹ケ下～桜ヶ丘線の災害復旧工事に係る設計委託料が激甚災害指定により補助対象となったことなどにより、312万7,000円増額、仮設防護柵賃料の減額により370万2,000円減額をしています。

2 項国庫補助金 1 目土木費国庫補助金から、28、29 ページ、30、31 ページ下段の 15 款県支出金が 32、33 ページ、34、35 ページ、36、37 ページの上段、3 項委託金まで続きますが、これも歳出事業費確定等による補正増減に伴う増減額補正となっています。

16 款財産収入 2 項財産売却収入 1 目不動産売却収入、町有地売却収入を 653 万 5,000 円減額をしています。

17 款寄附金 1 項寄附金 1 目一般寄附金を 25 万 8,000 円、2 目指定寄附金で公園整備費寄附金を 10 万円増額をしています。

3 目ふるさと宇美町応援寄附金 4,987 万 7,000 円の減額につきましては、現状の寄附金額から年度末を見通し、当初の見込額から総額で 5,000 万円減額し、3 億 5,000 万円となる見込みになることから、各指定事業の受入額について増減額補正を行っております。これが 38、39 ページまで続きます。18 節地域猫活動支援事業（ガバメントクラウドファンディング）を 12 万 3,000 円増額をしています。

18 款繰入金 2 項基金繰入金は、農業振興事業費財政基金繰入金を 90 万 7,000 円減額、歩み出そう次の 100 年基金繰入金を 169 万 3,000 円減額しています。

40、41 ページをお願いします。

20 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料 1 目延滞金、町税延滞金を 266 万 7,000 円減額をしています。

7 項雑入 5 目過年度収入は、1 節医療費支給事業費を 100 万 7,000 円増額など計上しています。

8 目雑入は、収入額の確定や見込みなどにより増減額整理とするものです。

42、43 ページをお願いします。

21 款町債 1 項町債は、対象事業費の確定等により減額整理を行っていますが、9 目災害復旧債 1 節補助災害復旧事業債のうち、現年公共土木施設等災害復旧事業は、町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧工事の設計委託費分で 3,370 万円計上しています。

歳入の説明は以上となります。

次に、8 ページをお願いいたします。

第 2 表、継続費補正は、1、変更を提案するもので、11 款災害復旧費 2 項公共土木施設等災害復旧費、事業名が町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧事業で、年割額の令和 5 年度 320 万円からゼロ円、令和 6 年度を 1 億 2,800 万円から 1 億 3,120 万円に変更するものです。

9 ページをお願いします。

第 3 表、繰越明許費補正は、8 件の追加と 1 件の廃止を提案するもので、1、追加の 1 件目が 2 款総務費 1 項総務管理費、事業名が健康管理システムデータ標準レイアウト改版対応システム

改修業務で、金額を18万2,000円と定めるもの。2件目が同じく2款総務費1項総務管理費、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等対応システム改修業務で、金額を462万円。3件目が2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、事業名が戸籍住民基本台帳管理費で、金額を702万9,000円。4件目が3款民生費2項児童福祉費、事業名が保育所等物価高騰対策事業費補助金で、金額を24万2,000円。5件目が4款衛生費1項保健衛生費、事業名が新型コロナウイルスワクチン接種事業で、金額を29万8,000円。6件目が6款農林水産業費1項農業費、事業名がため池耐震診断事業で、金額を900万円。7件目が8款土木費2項道路橋りょう費、事業名が宇美スマートIC設置検討調査業務で、金額を1,370万円。8件目が8款土木費2項道路橋りょう費、事業名が狭あい道路事業で、金額を3,514万円にそれぞれ定めるものです。

2、廃止は3款民生費2項児童福祉費、事業名が保育所等整備事業費補助金で、入札不調により令和5年度の事業実施ができなくなったため廃止するものです。

10ページをお願いします。

第4表、債務負担行為補正は、1件の変更と1件の廃止を提案するもので、1、変更は保育所等整備事業、限度額1億3,679万7,000円を9,883万5,000円に変更するものです。

2、廃止は町長公用車リースで、令和6年度のリース開始時期が未定のため廃止するものです。

11ページをお願いします。

第5表、地方債補正は、変更6件を提案するもので、いずれも限度額の変更で、公共事業等債1億310万円を6,990万円に。公営住宅建設事業債550万円を320万円に。防災対策事業債250万円を180万円に。緊急防災・減災事業債7,570万円を7,550万円に。補助災害復旧事業債4,230万円を6,700万円に。一般単独災害復旧事業債4,860万円を860万円にそれぞれ変更するものです。

最後になりますが、予算書の後ろのほうになりますが、132、133ページに今回の補正に係る給与費明細書を、次の134、135ページには先ほど説明いたしました継続費の変更に関する調書を、136、137ページに債務負担行為の変更・廃止に関する調書を、138ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） ただいまから14時5分まで休憩に入ります。

13時53分休憩

.....

14時05分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明が終わりました。

質疑の方法についてお諮りします。歳出はこちらで指示した範囲で行い、歳入は一括、総括質疑という順序で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、歳出、1款議会費から2款総務費までの質疑に入ります。予算書46ページから67ページの間で、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） まず、53ページになりますけれども、ふるさと宇美町応援寄附事業費5,416万9,000円の減額になっております。これに関連してお伺いしますけれども、ふるさと宇美町応援寄附金の現時点での寄附総額ですね、併せて前年比でどれだけ減少したのか、まずここをお答えいただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 浦本シティプロモーション課長補佐。

○シティプロモーション課長補佐（浦本亜衣） 2月末時点ですけれども、3億5,204万500円ということで、前年の同時期に比べまして71%になっている状況です。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） これで、なぜ減ったのかということをごきちんと明らかにしておかないといけないなと思っております。

そこで、この要因なんですけれども、私もいろいろ調べてみたんですけども、他の自治体とこの運用に大きな差があったんじゃないかなと思っています。

例えば、うちの主力の「あまおう」。同じ商品で、宇美町では1万3,000円の納付額に対して、「あまおう」の何パックとかですね、返礼してあります。近隣の状況を見ますと、同じ金額じゃないんですよ。大体1万円ぐらいで出してあります。3,000円ぐらいの差があるんです大きな、同じ品物でですね。

これなぜかという、宇美町のように必要経費をきちんと50%に、以下に抑えている自治体。ちゃんとルールを守っている自治体に比べて、近隣でも守っていないんじゃないかなと、これ明らかにルール違反じゃないのというのが、見受けられるんです。つまり、正直者がばかを見るような感じになっているんじゃないかなと、非常に気になっているところです。

まず、このことに対して、担当課による見解をお示ししていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 浦本課長補佐。

○シティプロモーション課長補佐（浦本亜衣） 丸山議員がおっしゃるとおり、令和5年の10月

1日に、ふるさと納税の制度変更が、制度改正が行われています。今までは経費として盛り込まなくてよかったワンストップ特例とか受領証明書の発行など、そういった経費も全て含んで、収入寄附金に対しての50%以内に経費を抑えるという仕組みに変わっています。

この運用が始まる前に、宇美町としましては令和5年の7月1日に、これだけの品目を出しますと。で、寄附金額はこれだけ、返礼品に関してはこのパーセントで提出をさせていただきますということで、国の認定を受けております。ほかの自治体も同様に、品目の一覧を並べて、返礼品は何%ですということを出しているものと思います。

その経費の見方の部分をどのように出されているかについては、まあ宇美町としてはルールを守って出している。ほかの町のその経費の出し方がどうなっているのかというところは、ちょっとこちらのほうでは分からない状態です。

今後も、ルールを守ってやっていくという形でしか宇美町はもうやっていく道はないと思っていますので、ほかの自治体がどうなっているのかというところまではちょっと調べることはできませんが、とにかく、出されたルールに基づかないと、次の10月1日の認定から除外されるといふ形は絶対避けないといけませんので、国が定めているルールに従って、ふるさと納税の制度を実行していくというだけでございます。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 結果的に宇美町はきちんとルールを守りましたよと。明らかにやっぱり守ってないところが見受けられるんですよね。それに対して、宇美町は守っています。指をくわえて黙って見ていていいのかというのをちょっと指摘したいと思っています。

今後の対策として例えばですよ、総務省にしっかり申入れを行うとか、やっていくことが必要じゃないかなと。総務省が罰則、調べてやれ——やるというの、これ定かじゃないんですよね。ただ、宇美町としてはきちんとルールを守っている以上、ほかの自治体、明らかにこれルール違反だなと思うようなところに対しては、うちがその自治体に申入れするわけにいきませんのでね、やはり統括する総務省あたりにきちんと申入れを行うなどというのをやっていただく必要があるんじゃないかなと思っています。

返礼品の品質とか種類とかそういったところで負けているなら、まあ納得いきますけれども、明らかなルール違反で宇美町の寄附金が減ったのならば、しかるべき対応を行っていただかなくては、御協力いただいている事業者の皆さんも納得できないんじゃないかなと思っています。

ぜひ新年度で、どのような対策を行っていくのか、今、何もしないみたいなこと言われたんでね、それじゃいけないんじゃないのということを指摘して、回答を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 浦本課長補佐。

○シティプロモーション課長補佐（浦本亜衣） ルールを守ってやっていくということに尽きるのですが、ほかの町がルールを守っていないかどうかについては、私たちも調査権があるわけではないので、国から示された経費はこれとこれですというものを、私たちは出していきたいというふうに考えております。何が、何を、ルールを守っていないのかどうなのかというところは、ちょっとその町に聞くしかないのかなというふうに思っていますので、示されたルールの範囲で私たちも、ふるさと納税を制度として実行していくしかないというふうに考えております。

もしも県とか広域の会議とかでお話ができる場合があるのであれば、ルールを守っていないんじゃないかと思われる市町村がいますというのを、言えるかどうかは分かりませんが、そのふるさと納税の経費についてのルールについて、しっかりと整備してくださいというふうにお話することはできるかなというふうに思っています。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） やはり、しっかり——ほかの自治体の様子も調査する、きちんとね、品物、価格比べれば分かりますからね。しっかりやっていただくことが、宇美町の返礼品の事業者に対しても、それが責任であると思っていますので、しっかりやっていただく必要があるんじゃないかなと思います。

3ページ、資料でいきますと3ページになります。ふるさと応援基金積立金について、お尋ねしたいと思います。

この積立金ですけれども、令和5年度の総額について、項目ごとの内訳、これ示していただけたらと思っています。併せて、令和5年度に基金から支出した金額と使途、それぞれの項目ごとに、説明していただけますか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子） 中西企画財政課長。

○企画財政課長（中西敏光） では、私のほうから回答させていただきます。

まず、このふるさと応援基金の状況ですけれども、個人版ふるさと納税の基金を有効に活用するために、まず寄附額から経費を除いた額を、このふるさと応援基金に積み立てております。

今年度の寄附見込額が3億5,000万としておりますので、この経費充当額は2億960万、約60%ほどになるわけですけれども、これを差し引きまして——差し引くと1億4,039万9,000円となっております。これ事業一覧の右の欄の補正後の額ということで、この基金額というふうになっております。

項目ごともですかね、（「使った金額」と呼ぶ者あり）あ、使った金額でよろしいですか。これにつきましては、一応、12月補正で積み立てておりますのが、この事業一覧で左側になりますけれども7,830万と——については、寄附の使途がございますので、これに応じて令和6年度の当初予算、令和6年度の当初予算に活用させていただいております。（発言する者あ

り) はい、ということになります。

今回積立てを行います6,209万9,000円、これにつきましては、令和6年度の補正予算、あるいは7年度の予算で、活用させていただきたいというふうには思っております。(発言する者あり)

○議長(古賀ひろ子) ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員(4番 丸山康夫) 57ページになります、予算書です。いいですか。

ここで基金積み立てておられます、財政調整基金に2億7,410万6,000円ですね。それはいいんですけども、庁舎建設等基金積立金、これは一切積み立てないということになりますけれども、その理由、お答えいただきたいと思います。併せてお願いしたいのが、令和5年度末で基金の最終金額です。それぞれ回答していただけないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長(古賀ひろ子) 中西課長。

○企画財政課長(中西敏光) それでは、まず基金の額について説明をさせていただきます。

まず、補正後の予算ベースで、財政調整基金それと特定目的基金というのがありますので、これを合計しますと約36億6,800万という見込みです。

内訳ですけれども、財政調整基金につきましては、今回の補正予算で2億7,410万6,000円を繰り入れますので、約22億9,200万円となっております。次に、特定目的基金になりますけれども、先ほど議員がおっしゃいます庁舎建設等基金につきましては約11億7,900万円です。それ以外になりますと、農業振興事業費財政基金これが約3,037万円、歩み出そう次の100年基金は約1,927万円、森林環境譲与税基金は約434万円、ふるさと応援基金につきましては約1億4,200万円となっております、総額で先ほどの額になります。

次に、今回の補正予算で庁舎建設等基金に積み立てていない理由といたしましては、今回、3月補正予算の収支差額につきましては、全額、財政調整基金に積み立てていることとしております。

といいますのは、令和6年度の当初予算におきまして、物価高騰等による影響に加え、扶助費や人件費の増加、公共施設の改修費など、今まで以上に厳しい予算編成となる見込みであったために、財政調整基金に全額積み立てたということでございまして、当初予算収支不足分の財源としております。

しかしながら、庁舎建設等基金につきましても、本庁舎をはじめ、公共施設の再配置計画などに基づく今後の施設整備の際にかなり財源が必要となると予測しております。

したがって、今後、町有地等の財産収入や余剰財源などを、計画的に基金として積み立てていく必要があるというふうには思っております。

○議長(古賀ひろ子) ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫） まあ細かな質問ですみませんが、６３ページなんですけどね、県知事・県議会議員選挙の執行経費が１，０００万と１２万５，０００円減額されています。これ何で今頃減額しているのというのが知りたいです。

選挙４月だったと思いますけれども、本来なら、それが終わってですね、まあ県知事選は——県議会議員選が無投票になりましたけれども、終わってすぐぐらい、まあ６月の補正ぐらいではきちんと整理しておくべきだったんじゃないかなと思うんですが、なぜ今頃これが上がってきているのか、説明していただけませんか。

○議長（古賀ひろ子） 工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼します。国政選挙とか県の選挙になりますと、当然ながら、国・県から補助金が入ってくるようになります。

当初、予算を組むときには、とりあえず１０分の１０で歳入歳出同じ額で予算を組むというやり方で、負担を一般会計にかけないというところではやっていますところですけども、この歳入、その補助金に関しては、基準額と調整額というのがありまして、その調整額というのがまあ、基本的には１００％近く入ってくるんですけど１００％入ってくるかどうか分からないというところで、歳入の額がすぐさまには確定しないというのがあり、もともと歳入を落とすときに一緒に歳出を落としていたという経緯があるようです。

そうしたところで、その調整額の確定が来たのが今回２月だったものですから、ちょっと、この３月になったわけですけども、まあ、ただやっぱり今議員が言われるようにですね、４月にあったものをここまで引っ張るというのは、ちょっと、あまり考えにくいというか、あり得ないというふうに自分も思いますので。この選挙に関しては、７月の機構改革でうちのほうに来ましたので、もともと、その執行残的なものだけの予算が来て、これまで引っ張ってきたようなところになります。

今後については、やっぱり今議員言われるように、執行額が確定して執行残が残るのが分かったところでですね、早い時期に補正をしていくべきだというふうに自分も考えますので、今後はそういう取扱いをしていきたいなというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳出、１款議会費から２款総務費までの質疑を終わります。

次に、歳出、３款民生費から４款衛生費までの質疑に入ります。予算書６８ページから９３ページの間で、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。４番、丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫） 資料は７ページです。予算書でいくと８１ページになります。

保育所等整備事業費補助金2億438万6,000円の減額補正がされています。これ柳原ぶらす保育園が能登半島地震の後に入札があったということで、まあ資材高騰なんかもあったんでしょ、人件費の高騰などもあったんでしょ、応札がなかったと。これもどうしようもない、致し方ないところじゃなかったかなと思っておりますけれども、応札がなかったことにより、再度積算をやり直しての再入札になると思います。そうすると、事業主の負担がかなり大きくなってくるんじゃないかなというのを懸念しております。

これに対して、国・県あるいは町の負担金、増額になる可能性というのはあるのか。これだけ資材価格や人件費が高騰しているのに、そうしてやはり国・県の補助金も上がらないとおかしくない——おかしいんじゃないかなと私は思っているんですけども、ぜひその辺の見解、次回入札し直したときにちゃんと落ちるのかもどうかも含めまして、ぜひ担当課の見解を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 今回の柳原ぶらす保育園については、とても残念だと思っております。

1つは、経費、補助金、当然出るわけなんですけれども、それだけではなく、やはり金丸——法人の金丸といいますけれども、その手出しがかなり大きいです。それは宇美町の子どもたちのためを思って、とてもすばらしい施設を考えてくれたものです。今回、こういう事情がありましたので設計を見直したいという申出もあっているところです。

国・県の補助、国からの補助金についてなんですけれども、当然、町も一部手出しがありますが、ここ数年見ていると、年々その額が上がってきておりますので、全ての額が金丸福祉会にかかるとは思っておりません。まだ、来年度の申請の額、補助金の要項は来ておりませんが、きっと上がるものだと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 予算書のページ数でいきますと81ページですね。

町立保育園の運営経費のところで、事業一覧でいくと5ページなんですけど、早見保育園に製氷機を購入するということで、県から指摘があったからこれ製氷機購入するということですけども、大体、製氷機って基本的にもう、何か備え付けてあるものだと思っていたんですけど、こういった県の指摘があるまで製氷機なしで今までやってきたのかなという。

その県の指摘というのは、具体的に言うといつぐらいにあったのか。それまでは、製氷機なしで早見保育園ずっとやってきて、特段問題はなかったのかと。この点についてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 監査があった指摘は、令和5年9月8日でございます。まあ、暑い時期で。

この日も、実は、基準どおりに30分以内に20度付近まで下げるというのがルールなんですけど、これが守られてなかったわけじゃないです。ただ、やはり近年のこの暑い、とても暑い、で、流水で冷やしていて、氷なども使いながら冷やしていたんですけれども、1秒でも早く、温度を落としてくださいという、そういう指摘ではありました。だからルールが守られてなかったわけじゃないです。

そういうことで、今回、子どもたちに害があつてはいけないということで、購入を決めた経緯です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 資料でいきますと9ページになります。予算書は89ページになります。予防接種事業費の子宮頸がんワクチン接種業務委託料についてお尋ねをいたします。

4割以上の予算が減額されていますね。初めに、事業実施の必要性というものをもう一度確認したいと思います。特に子宮頸がんワクチンというのは、まあ幼少期に——まあ中学生ぐらいですとか、接種して重篤な状況に陥ったというふうな方もおられると聞いておりますけれども、これ町単独費でワクチン接種を進めようとする理由というものを、まず説明していただけないでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康課長。

○健康課長（尾上靖子） 子宮頸がんワクチンにつきましては、接種後にですね、いろんな神経症状等が見られて、平成25年から令和3年度まで積極的な接種勧奨を控える取扱いがなされておりました。

その中で、また令和4年度から再開されたというところですけど、その根拠としましては、子宮頸がんについては、ヒトパピローマウイルスというウイルスが持続的に感染することで、子宮頸部に異形成というものを起こして、その後、浸潤がんに進展するということが言われておりますけれども、それにつきまして、ヒトパピローマウイルスに対して子宮頸がんワクチンが非常に有効であるという、改めてそういう予防効果が示されたということと、それと重篤な副反応と、それとワクチン接種とのエビデンスがないという結論に至ったというところで、もともと、接種勧奨が控えられていた間も定期接種としては残っておりました。ただ積極的に打ちましょうという勧奨を差し控えるという取扱いになっていたんですけれども、令和4年度から、また積極的な勧奨をするようにということで始まっております。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 町単独費を使ってでもワクチン接種を進めようとする理由は大体分か

りましたけれども、町としてはきちんとワクチン接種を推奨したいという思いで予算計上されていると思います。

ただ、当初予算の約39%ぐらいですね、実施率が。なぜ想定を大きく下回ったのかと。対象者に対する周知の方法を適切に行っているのか、この辺りをちょっと回答していただきたいと思います。しっかり回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康課長（尾上靖子） 周知の方法につきましては、うちのほうで健康管理台帳で接種状況を把握しておりますので、未接種の方につきましては、これ3回ワクチンを接種しないといけない。

（「3回」と呼ぶ者あり）はい。3回接種していない方、まあ1回で終わってしまっている方全て。3回完結していない方に対して、子宮頸がんワクチンの安全性とか有効性とかを説明してある——説明したリーフレットを通知文と一緒にダイレクトメールで送っております。

令和4年度にも対象者に送付して、そして令和5年度も、まだ未接種の方については、リーフレットとともに接種勧奨通知を行っております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 分かりました。

次の質問に行きますけれども、環境費までよかったですかね、環境費まで——衛生費までですね。資料10ページになります。ごみ処理事業費です、RDF処理業務委託料これが6,000万円減額されています。令和5年度の当初予算、これ1億円増額されたんですよね。それが6,000万円減額と。町にとっては、ありがたい話なんです。

しかしながら、須恵町外二ヶ町清掃施設組合に対して、きちんと積算の精度を上げてくださいよと。1億円上げてくれとあって、じゃあ実際4,000万しか使わなかったと、上がった分の。そういったことに対してやはりきちんと申入れしなきゃいけないんじゃないかなと思いますけれども、精度高めるように、予算要求するんです。

まず、申入れなどを行っているんでしょうか、その点について回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境課長。

○環境課長（久我政克） 今回6,000万ほど減額になった、まずこの理由ですけれども、ちょうど1年前に液化天然ガスの単価のことをお話ししたと思います。トン当たり10万円が18万円で見積りされてあったと。この部分におきまして、わかすぎ——須恵町外二ヶ町清掃施設組合こちらのほうで検討されて、国の補助を活用されて、最終的には12万円程度で抑えられたということでございました。

それとあと、電気の契約を新規にやったため基本額で収まった。あと、大牟田リサイクル発電に伴う修繕費が安価に収まったということで、結果として18万円の見積りが12万円のできた

ということで、この内容に関しましては今年の1月、5町ブロック廃棄物対策連絡幹事会、この中でお話を聞きました。須恵町の組合としても、そういうふうにして、当初はそういうふうな高価になるということで、5町に対して御迷惑かけるという認識は持っていられしやいましたけれども、そういうふうな補助金を活用して安価に契約できたということで報告受けております。

先ほど申されました組合に対しての云々という部分でございますけれども、宇美町と須恵町におきましてはオブザーバーという形になっていますので、なかなかここが意見が言えない状況ではありますけれども、今回こういうふうな内容になった件に関しましては、額の確定等に関しましては、内容性そういう部分に関しましてお聞きはいたしております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） まあ、国の補助金を活用して等、努力はされたんでしょうけれども、これだけね1億円増やして、まあ活用していいんですよそれは、ありがたい話なんですけれども、6,000万減額という、事実はそうなんですよね。こういったことが頻発してきますと、やはり新しい焼却炉の建設についても大丈夫なのかという疑念が出てくるとも思います。

私は以前から5町の枠組み、これを早急に構築して進めてもらうよう提言してまいりました。しかしながら、一向にその辺が進む気配がなく心配しているところです。一体全体、ごみ焼却場の建設事業はどのように進んでいるのか。そもそも5町の枠組みを構築するよう求めてきたのは、相手方なんですよね。我々議会に対しても組合側からの説明、一回来られましたね、それっきりなんです。5町の枠組みを構築する関係を——5町の枠組みに構築する、ぜひ進捗状況、説明することができますか。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） 今の御質問でございますけれども、まず須恵町外二ヶ町清掃施設組合で、まず今年度末、今年度末を目標といたしまして、地元対策の要望の取りまとめをされております。今年度末に、協定書の調印まで計画されております。これを基に、この協定書を基に、令和6年、7年にかけて地元対策工事をされるということをお聞きしております。

令和4年の6月10日、こちらは全協で御説明ございましたけれども、そのときに三浦組合長おっしゃってありましたが、5町一緒になってやっていこうというのは言われました。

しかし、まずはこの地元対策において、地元協議、調印までを済ませて、地元が落ち着いてから話をしたいということもおっしゃってありました。この部分に関しましては、何ら変わっておりません。現状といたしましては、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳出、3款民生費から4款衛生費までの質疑を終わります。

次に、歳出、6款農林水産業費から9款消防費までの質疑に入ります。予算書94ページから107ページの間で、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 回答できるかどうかは分かりませんが、97ページですね、下段から5段目、下段の下から5番目の林地台帳整備業務委託料についてお伺いいたします。

243万1,000円の減額となっております。この大きな理由は、福岡県が来年度、新年度——もとい、令和7年から9年ですかね——において、四王寺山を整備するということにより減額になったと思います。

そこで、四王寺山は、手前どもの地元なんで、どのような整備計画か。まあ推測するに、ワンヘルスの整備計画かなと。その辺ですね、伺えればと思います。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） お答えをさせていただきます。

今回、243万1,000円の減額につきましては、当初は宇美町森林計画の大幅な台帳整備を考えておったところなんですけれども、先ほど議員申されたとおり、令和7年度から9年度にかけて、四王寺の大城林道を含めた大々的な整備を行うということの申出があっておりまして、その中で、まあ確かに言われるようにワンヘルスの森もという理由づけもあります。

ただそういった、町民ならずとも県民の親しんでいただいているその四王寺山についてですね、作業内容といたしましては、のり面の崩壊している部分とか、道路の——先ほど事故の報告をさせていただきましたけれども道路の部分とか、そういったものを年次的に、どこをやるかというのは今後、福岡県と宇美町のほうで協議を進めて、ここからやっていただきたいとか、そういったことを協議をすることとなっております。

今のところ、その計画が提示されているから今回、減額をしたものでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 予算書の95ページになりますが、資料の12ページの一番下になります。農業土木工事請負について、マイナス補正してあることについて質問いたします。

令和5年7月の大雨により被災した農地、農業用施設、林道等の災害復旧を優先したことにより、工期の確保が困難となって事業を見送りましたとありますが、この見送った工事の、どういった工事、事業内容か。それと、この工期がないという要因。その2つをお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） まず、当初予算で計上しておりましたのが、貴船三丁目地内の水路

改修工事を計画をしておったのが約400万円程度で、こちらにつきましては、令和4年度に大雨が降ったときに、水路越水して民地をちょっと侵したというのがありまして、ここの抜本的な対策を考えないといかんというところで、令和5年度に当初予算で計上しておったところです。

もう1か所につきましては、原田の池の堤体ののり面部分の補修を計画をしておりました。これが約100万ちょっとの計画を行ったところではございます。

ただ、先ほどもお話をされたとおり7月10日の大雨で農業用地、農地、農用地の11か所の災害復旧をやっている中で、やっぱり職員のその業務量が膨大に増加したと。まずは、その災害を受けて、被災をしてそれから10月の下旬に災害査定を受けないといけない。その災害査定を受けた後に、実際の積算工事を、積算をやって現場の発注をやるということになってくると、やはり、今のその業務量ではちょっと、持ちこたえられんなというところで、今回見送ったところでございます。

ただ、この事業につきましては令和6年度の当初予算にも再計上させていただくように考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ページ数は103ページになります。都市計画街路整備事業費ですね。これ3,000と583万4,000円が減額されています。

負担金を3,500万落とすということはですね、事業費ベースに換算してみますと、まあ補助金ありのね、県単独費じゃないほうですね、国庫補助が使える分に相当します、で考えるなら6倍に相当しますから2億1,000万円ぐらいになるんですよ、事業費ベースです。

志免宇美線の宇美町工区は、あまりに進捗が遅いんじゃないかなと懸念をいたしております。志免町側は、道路の形態がもう既に出来上がっている部分もありますよね。また、新年度では、井堰であったり、あと橋台そういった工事にも着手すると聞き及んでおりますけれども、大丈夫なんじゃないかな。見解をお示しいただくのと併せて、県に対してどんなアプローチをやっているのか、そういったどういった展開が行われているのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） まず、負担金の部分から御説明を申し上げます。事業一覧がついてなかったのも、ちょっと不親切かなというところで反省はしておるところなんですけれども。

まず、この負担金につきましては、交付金事業ということで国の補助を受けて行う部分、これが町の負担が6分の1で予算計上しているもの。それともう一つは、県単事業といいまして、国の補助を受けなくて、県と町で負担し合って4分の1の負担を求められるもの、こちらがございまして。今回、減額するものにつきましては、町の負担が4分の1の部分、要は県単補助の部分

行ってなかったことから3,375万円の減額を行うものです。

国の進捗状況につきましては、令和4年度に7億2,000万の国庫補助がついておりまして、令和4年度の部分を令和5年度へ繰越しをしています。で、令和5年度に繰り越した部分と令和5年度の予算を合わせますと約8億ぐらい。こちらの8億を全額使い切って物件補償と用地の購入ということで全額を使い切っております。

進捗状況といいますと——進捗状況でいきますと、先ほどの全額使い切ったところでいきますと、令和5年3月末で25.3%、面積ベースであったんですが、そこを県のほうでも頑張られたんだと思いますけれども38.6%、13.3ポイントの上昇がっております。ここはやはりアパートというところ、集合住宅がありましたから、そこに多大な労力と金額を要したというのは十分考えられます。令和6年度においては、残りはもうほぼほぼが農地というところで、用地買収が進むんであろうというふうに考えております。

それから、要望とか県に働きかけというところがございますけれども、県の働きかけにつきましては、当然、私どもも当然、福岡県の整備事務所に言っておりますけれども、副町長も、町長もいろいろ要望活動をされておりますので、今後も同様に働きかけをしていきたいというふうには考えております。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 落とした分が県単部分と。4分の1の負担の部分だったということで納得はしました。まあ国の補助を活用してもらったほうが、それは町の負担少なくて済みますのでね、それは納得しました。ぜひ、きちんと県とタッグ組んでですね、また来年度の事業、しっかり進めていただきたいなと思っているわけなんですけれども。

あわせて、期成会の予算も30万円落ちているんですよ。期成会自体が適切な活動を行っているのかどうかということも気になっております。全員協議会で要望活動をしましたと報告されていましたが、いまいち期成会の活動というのが見えてこないんですよ。事務局は今、どちらの町が持っているのか、それを併せて具体的にどのような活動を期成会で行っているのか、回答していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） まず、都市計画道路志免宇美線の期成会の事務局でございますけれども、期成会の事務局につきましては、令和5年度、6年度は宇美町が事務局を持っております。昨年の10月ぐらいに引継ぎを受けまして、事務局がうちに来たというところで、安川町長が現在、会長をされております。

要望活動につきましては、全員協議会の中でもお話しをさせていただいたんですけれども、今年の2月の19日に福岡県庁のほうで、顧問であります福岡県議会議員、それから両町の議長同

席の下、建築都市部長に要望書を手渡されています。同月2月の22日につきましては、両町の両議会の議長さんと、国土交通省九州地方整備局の局長さん宛てに、安川町長が自ら要望書の手渡しをされております。2回の要望活動を行っているというところでございます。

また、町長におかれましては、いろんな会合に出られたときもこういった要望をしていただいているという話は伺っております。

それから、期成会の負担金のお話でございましたけれども、今回、令和5年度においては30万の減額を行っておると。この減額につきましては、令和2年度からコロナウイルス感染症の影響で総会それから要望活動を自粛をしておったというところで、令和2年から3年、4年、会費を徴収しておりません。

というのが、やはり、これまでの会費を徴収した中で残金が残つとると。その残金を一旦は、ある程度の額まで整理しないと、その残金を積み上げていく形になるというのも非常におかしいというところで、令和5年度まで徴収をしないということにしておるので、今回減額をするものでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） ページ数でいくと107ページになりますけど、この防災対策事業費の中の宇美町木造戸建て住宅耐震改修工事費補助金というところで、ちょっとこれマイナスの60万ですかね、60万減額されておりますが、この利用実績について、ちょっといま1つの何か芳しくないようですが、この辺の事情について、この補助金がもうそもそも町民にとって需要がないのかどうなのか、この辺、利用実績も絡めてですね、ちょっとお尋ねしたいなというふうに思います。

○議長（古賀ひろ子） 矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久） 私、管財課のほうからお答えさせていただきます。

この補助金につきましては、記載のとおりで、木造戸建てに対する住宅の耐震改修であったり、性能向上に対するリフォームの改修の補助金で適用されています。これは、国から基本的には県に補助金が行き、そして県から町が補助金で頂くという形です。

1件当たりの上限も決まっております。令和5年度分でいきますと、対象物件が1件しか申請がなかったという状況です。例年一、二件というのが実態でございます。

この件については以前、議員ともお話ししたとおりでして、昭和56年以前の建物が対象になりますので、一定の老朽化した建物を、どこまでお金をかけて補強していくのかというジャッジで、建て主側の判断も十二分にあるんだろうというふうに考えています。

ただ今後も、この事業自体は継続していきます。来年度も予定しておりますので、できるだけアナウンスなりして耐震化を進め導いていけることができればなというふうに当課としては考え

ております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳出、6款農林水産業費から9款消防費までの質疑を終わります。

ただいまから、15時まで休憩に入ります。

14時50分休憩

.....

15時00分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、歳出、10款教育費から12款公債費までの質疑に入ります。予算書108ページから131ページの間でページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 予算書の119ページ、資料綴の15ページの一番下になります。中央公民館・住民福祉センターの管理費、電気代の減額についてお尋ねします。

当然最初は九州電力との契約だったと思うんですが、エネサーブというところと契約して今回また九州電力との契約に変更したと。それで電気代が100万円安くなるということで減額補正されていると思うんですが、この変更した経緯をまず教えてください。

○議長（古賀ひろ子） 竹下社会教育課長。

○社会教育課長（竹下健一） すみません。令和4年度までこちらはエネサーブというところで電気代の契約をしておりました。ここ数年電気代が高騰しているということから、令和5年度の予算を計上するに当たって確認をしたところ、エネサーブのほうから基本料金が約4倍に上がるというようなお話がありました。そのようなところで、この4倍に上がるといいますのも、これまで基本料金の考え方が通常メニューということで、基本料金の積算の考え方、それが市場連動メニューということで、基本料金の設定の仕方が変わるというところでのお話がありました。

それをもって4倍に上がることから、当初予算においてはエネサーブで予算計上することになっておりましたので、九電に切り替えることができていませんでしたので、それで予算計上をさせていただいたところなんですけども、令和5年4月になりまして九電と契約することができましたので、それで契約を速やかに行ってしたところ、結果としまして約100万円減額することにつながったという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子） 8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） それはよかったと思うんですが、ほかの施設でそういった前のそのエネサーブと取引してある施設はあるのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 竹下社会教育課長。

○社会教育課長（竹下健一） 結論から言いますと、10月になりまして全てもう九電には切り替わっております。九電に切り替わっていないところが一部ありましたけども、九電に要望したところ、ほかのところにおいてもやはり九電に切り替えたいということで、九電のほうが全部対応できないということから、4月時点で全て九電に切り替えることができなかったんですが、10月の時点では全て切り替えることができております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳出、10款教育費から12款公債費までの質疑を終わります。

次に、歳入一括質疑に入ります。予算書16ページから45ページの間でページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ページ数は23ページです。一本松公園の駐車場の使用料、これが400万円も減額されていると、非常に気になっております。コロナが終息して、アウトドアブームが収束しかけているのかなという気もしますけれども、まずこの要因についてお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境課長。

○環境課長（久我政克） 要因と言いましょうか、台数が例年に比べて年間を通してかなり減っております。一番の要因はそこでございます。

それと減額の要素でございますけれども、昨年度まではコロナ禍で、やはり屋内での密を避けるため一本松公園の利用が多かったというふうに認識しております。で、令和5年の5月にこのコロナウイルスが5類のほうに引き下げられたことによって、屋外から屋内のレジャー、こちらの利用傾向が高まって利用台数が減っているのではないかというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 多分そうだろうと思っていたんですけども、ただ、これ貴重な財源なんです。一本松公園の駐車場の使用料。これからやはり一本松公園の利用促進とか、あるいは例えば三郡山への登山とか、そういったところを広く周知しながら、この駐車場料金が少しでも入ってくるようにしていく必要があると思います。

これシティプロモーションになるかな、そういった観光パンフレットとかで広く呼びかけると

ともに、やはりこの魅力というのをしっかりアピールして駐車場料金を増やしていくような取組も必要じゃないかと思っているんですが、新年度に向けてPRの方法をぜひ、観光パンフレットもできるようにございますけれど、どのように対策していこうと考えているのか。魅力の発信等も含めて回答いただければと思います。

○議長（古賀ひろ子） 浦本シティプロモーション課長補佐。

○シティプロモーション課長補佐（浦本亜衣） 観光パンフレットのお話を出していただいたので、タイミング的にもうすぐ完成予定になっております。今回シティ情報ふくおかのほうに作成を委託いたしまして、3か月間、シティ情報ふくおかの本誌のほうにも宇美町特集ということで、11月、1月、3月に載っております。

3月発行された現在の記事に関しましても一本松公園が取り上げられて、宇美町のキャンプでできる環境についてのPRがされているところです。

シティプロモーション課のほうも、もうすぐ3月20日以降には完成予定のパンフレットのほうを、いろんなイベントのところで周知してまいりたいと思っておりますし、パンフレットのデータを使って、今、シティプロモーション課のほうが発信しているインスタグラムのほうでも、キャンプが好きな方に宇美町の魅力を感じていただけるように周知をしていきたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ぜひ観光パンフレットだけでなく「うみんすたぐらむ」とかでもしっかりアピールしていく。この山の楽しみ方、キャンプ場の楽しみ方なんていうのをどんどんPRしていくと、この400万円の減額も抑えられるんじゃないかなと思いますので、ぜひぜひしっかりPRしていただいて活用を広めていただきたいと思います。回答は要りません。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳入一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 総括、先ほどちょっと言い忘れましたので、1点だけ地域猫活動です。不妊・去勢について伺います。

令和4年度が45匹の不妊・去勢の数だったと思います。令和5年度の不妊・去勢ですね、45匹以上あると思いますけど、伺いたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境課長。

○環境課長（久我政克） 失礼いたします。不妊・去勢の頭数でございます。先ほども申されました令和4年度の実績がオス19頭、メス26頭で合計45頭、令和5年度、これは12月末で締

めております。オスが31頭、メスが32頭、合計で現在のところ63頭でございます。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 最後にします。不幸な猫を減らすため、人と猫が幸せな生活を送ることができるため、このような理由で10年前ちょうど地域猫活動が本町でもスタートいたしました。昨年10月には安川町長の鶴の一声でガバメントクラウドファンディングと企業版ふるさと納税がスタートしました。で、370万集まりまして、平等に30団体に分配されることだろうと思います。

そこで質問します。新年度もこのガバメントクラウドファンディングが運用されるのか、伺えればと思います。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境課長。

○環境課長（久我政克） 失礼いたします。ガバメントクラウドファンディングに関しましては、令和6年度は今のところは考えておりません。令和6年度は企業版ふるさと応援寄付金ですか、こちらのほうを活用してやっていこうと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第7号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（古賀ひろ子） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○議会事務局長補佐（中山直子） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

15時12分散会
